

2025 (令和7年版)

DISCLOSURE

— ディスクロージャー誌 —



③



街に笑顔の花咲かせましょう

九州ひぜん信用金庫



ごあいさつ

お取引先の皆さまには、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より九州ひぜん信用金庫に格別の御愛顧を賜り役職員一同心より厚く御礼申し上げます。

本年度も九州ひぜん信用金庫へのご理解を深めて頂きたくディスクロージャー誌を作成いたしました。当金庫の経営方針や業務の内容、各種取組状況などをご紹介しますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

さて、2024年度(第74期)の国内経済情勢は、円安の影響もあり訪日外国人観光客の増加が続いており、インバウンド需要が旺盛でホテル等の宿泊料金も上昇しております。令和6年7月と令和7年1月に日本銀行が追加利上げを行い政策金利は17年ぶりの0.5%となりました。それに伴い預金金利や貸出金利は上昇、金利のある世界へ突入し、金融環境は大きく変わろうとしています。給与のベースアップや、初任給の引き上げを行う企業も増加し、経済環境が大きく変わりつつあります。

九州ひぜん信用金庫は、創立以来の経営理念「中小企業の健全な育成発展」、「豊かな国民生活の実現」、「地域社会繁栄への奉仕」を役職員一同が胸に刻み、地域や中小企業が抱える課題と真摯に向き合い、地域の皆様のニーズに応じた金融・非金融サービスの提供を重ねて参りました。その結果、経常利益は391百万円となり、当期純利益は288百万円となりました。これも偏にお取引先の皆様のご支援の賜物であると深く感謝申し上げます。

本年度は、3ヵ年計画『ひぜん「未来を拓く変革への挑戦」』の2年目であり、一層地域に根ざした協同組織金融機関として事業者様の課題解決及び地域の皆様に寄り添いながら営業基盤の強化に努めてまいります。

今後とも倍旧のご支援ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。地域経済の更なる発展を祈念しご挨拶と致します。

令和7年7月 九州ひぜん信用金庫
会長 溝上邦治
理事長 石橋正広

●金庫の概要

設立	昭和26年4月11日
本店	佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894番地
店舗数	17店舗
預金量	162,636百万円
貸出金	90,378百万円
会員数	16,268人
出資金	1,945百万円 (2025年3月31日現在)

●経営理念

- ・ 中小企業の健全な育成発展
- ・ 豊かな国民生活の実現
- ・ 地域社会繁栄への奉仕

●基本方針

地域社会に奉仕する金融機関として、大衆のよりよき相談相手となり、経営規模の拡大を図り地域経済の発展に寄与する。

●経営方針

1. 健全経営を維持し、会員並びに預金者の保護に万全を期すると共に金融機関としての地位を昂める。
2. 国民大衆の金融機関としての特性を発揮し、地域経済発展のため積極的な融資並びに強力な貯蓄増強を行う。
3. 組織的事業運営の認識を広め、人材を登用して経営責任を明確にする。
4. 全職員の資質の向上を図ると共に生活安定に努める。

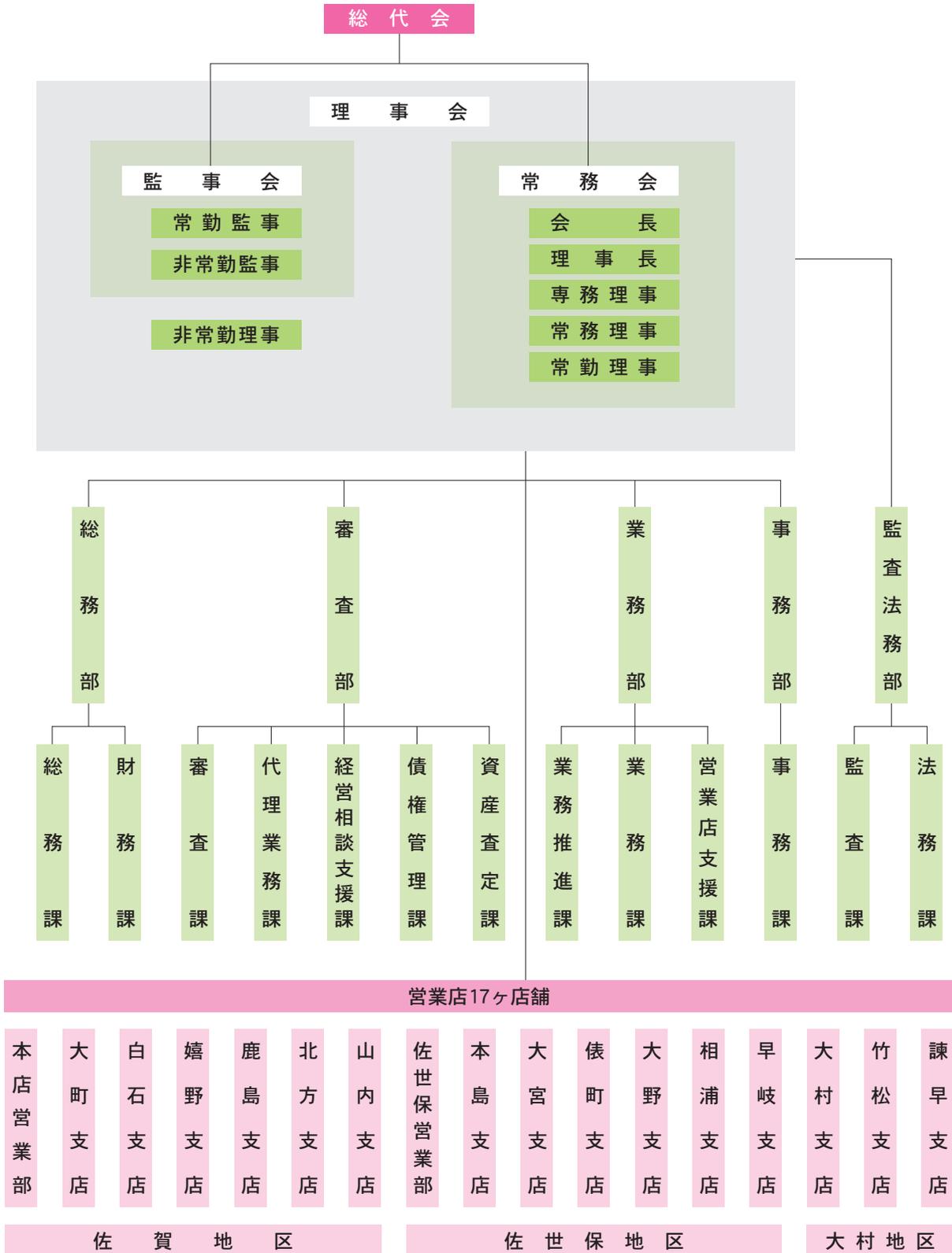
目次

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項	1
イ. 事業の組織	1
ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名	2
ハ. 職員の状況	2
ニ. 事業地区及び会員数	2
ホ. 事務所の名称及び所在地	3
2. 金庫の主要な事業の内容	4
イ. 事業内容	4
ロ. 商品のご案内	5
ハ. 手数料一覧	8
3. 利用者の利便性向上に関する事項	10
4. 総代会等に関する情報開示	11
5. 九州ひぜん信用金庫のトピックス2024	13
6. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組の状況	14
7. 金庫の事業の運営に関する事項	17
イ. リスク管理の体制	17
ロ. お客様保護態勢の強化	19
ハ. 金融ADR制度への対応	24
ニ. 九州ひぜん信用金庫 SDGs宣言	26
事業の概況（資料編）	
1. 金庫の主要な事業に関する事項	
イ. 事業の概況	27
ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項	30
ハ. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項	31
(1) 主要な業務の状況を示す指標	31
(2) 預金に関する指標	33
(3) 貸出金に関する指標	34
(4) 有価証券に関する指標	36
2. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	38
イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	38
ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	45
ハ. 報酬等に関する事項	46
自己資本の充実の状況(定量項目)	
1. 自己資本の構成に関する事項	47
2. 自己資本の充実度に関する事項	48
3. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)	49
イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高	49
ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	50
ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等	50
ニ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳	51
ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳	52
ヘ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等	55
4. 信用リスク削減手法に関する事項	56
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	56
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	56
7. 出資等エクスポージャーに関する事項	56
8. 金利リスクに関する事項	56
9. 自己資本の充実の状況等について～定性的な開示事項	57
〈信用金庫のセントラルバンク〉信金中央金庫の概要	60

1. 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ. 事業の組織

■組織図（2025年6月末現在）



ロ. 理事及び監事の氏名及び役職名

■役員一覧(2025年6月末現在)

役 職	担 当	氏 名
会 長 (代表理事)	統括	溝 上 邦 治
理 事 長 (代表理事)	統括・監査・法務	石 橋 正 広
専 務 理 事 (代表理事)	本部長委嘱、業務部長委嘱	桑 原 司
常 務 理 事 (代表理事)	総務部長、事務部長委嘱	溝 上 武 明
常 勤 理 事	本店営業部長委嘱	井 手 浩 文
常 勤 理 事	審査部長委嘱	中 島 俊 行
常 勤 理 事	佐世保営業部長、俵町支店長委嘱	岩 崎 哲 弥
非 常 勤 理 事 (※1)		勢 戸 祥 市
非 常 勤 理 事 (※1)		山 口 剛
常 勤 監 事		片 渕 克 明
非 常 勤 監 事		成 松 義 秀
非 常 勤 監 事 (※2)		富 永 英 樹

※1 理事 勢戸祥市氏、山口剛氏は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 富永英樹氏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

ハ. 職員の状況

■職員数(2025年3月末現在)

項 目	2023年度	2024年度
期 末 職 員 数	147人	145人
平 均 年 齢	41歳11ヶ月	39歳4ヶ月
平 均 勤 続 年 数	16年8ヶ月	15年11ヶ月

二. 事業地区及び会員数

■地区一覧(2025年3月末現在)

県 名	市 郡 名
佐 賀 県	佐賀県一円
長 崎 県	長崎県一円 (但し、壱岐市、対馬市を除く)

■会員数(2025年3月末現在)

	2023年度	2024年度
個 人	13,636人	13,591人
法 人	2,623人	2,677人
合 計	16,259人	16,268人

ホ. 事務所の名称及び所在地

■店舗一覧(2025年6月末現在)

店 舗 名	所 在 地	電話番号	A T M利用時間			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
本店営業部	佐賀県武雄市 武雄町大字富岡8894番地	(0954) 23-1181	8:45~20:00	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
大町支店	佐賀県杵島郡 大町町大字福母381番地1	(0952) 82-3181	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
白石支店	佐賀県杵島郡 白石町大字福田2276番地5	(0952) 84-4181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
嬉野支店	佐賀県嬉野市 嬉野町大字下宿乙553番地2	(0954) 42-0181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
鹿島支店	佐賀県鹿島市 大字高津原4034番地3	(0954) 62-7181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
北方支店	佐賀県武雄市 北方町大字大崎1095番地3	(0954) 36-5181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
山内支店	佐賀県武雄市 山内町大字三間坂甲13821番地1	(0954) 45-6181	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
佐世保営業部	長崎県佐世保市 天満町1番15号	(0956) 22-5181	8:45~20:00	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
本島支店	長崎県佐世保市 本島町1番6号	(0956) 24-5181	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
大宮支店	長崎県佐世保市 大宮町8番19号	(0956) 31-6126	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
俵町支店	長崎県佐世保市 俵町9番12号	(0956) 23-1101	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
大野支店	長崎県佐世保市 田原町10番12号	(0956) 49-3341	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
相浦支店	長崎県佐世保市 相浦町1615番地2	(0956) 47-3105	8:45~19:00	8:45~17:00	—	—
早岐支店	長崎県佐世保市 早岐1丁目16番11号	(0956) 38-3148	8:45~20:00	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
大村支店	長崎県大村市 東三城町5番地	(0957) 52-2141	8:45~20:00	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
竹松支店	長崎県大村市 竹松本町956番地1	(0957) 55-7144	8:45~19:00	8:45~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
諫早支店	長崎県諫早市 永昌町18番1号	(0957) 26-3556	8:45~19:00	—	—	—

■店外A T M一覧(2025年6月末現在)

店 名	所 在 地	A T M利用時間			
		平日	土曜日	日曜日	祝日
武雄市役所	佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10	8:45~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
宮野町	佐賀県武雄市武雄町大字武雄7319番地	8:45~19:00	—	—	—
イオン大塔	長崎県佐世保市大塔町14番2号	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00
川 棚	長崎県東彼杵郡川棚町百津郷441番地5	8:45~18:00	8:45~17:00	—	—
マックスバリュ 大村諏訪店	長崎県大村市上諏訪町814	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00	9:00~20:00

2. 金庫の主要な事業の内容

イ. 事業内容

1. 預金及び定期積金の受入れ
2. 資金の貸付け及び手形の割引
3. 為替取引
4. 上記 1～3 の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - (1) 債務の保証又は手形の引受
 - (2) 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするもの又は書面取次ぎ行為に限る)
 - (3) 有価証券の貸付
 - (4) 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下、「国債証券等」という)の引受け(売出し目的をもってするものを除く)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - (5) 「金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証券の取得・譲渡に係る付随業務)」
 - (6) 短期社債等の取得又は譲渡
 - (7) 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人農林漁業信用基金
独立行政法人中小企業基盤整備機構
日本酒造組合中央会
一般社団法人しんきん保証基金
一般社団法人全国石油協会
独立行政法人住宅金融支援機構
保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)に規定する保証会社をいう)
独立行政法人福祉医療機構
年金積立金管理運用独立行政法人
漁業信用基金協会(長崎県)
日本銀行歳入代理店
 - (8) 次に掲げるものの業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)
イ. 金庫(信用金庫及び信金中央金庫)
 - (9) 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭にかかる事務の取扱い
 - (10) 有価証券、貴金属その他の物品の保護預かり
 - (1) 振替業
 - (2) 両替
 - (13) デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く)であって信用金庫法施行規則で定めるものの(5)に掲げる業務に該当するものを除く)
5. 国債証券、地方債証券、政府保証債券、その他の有価証券について証券取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記 4 により行う業務を除く)
6. 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - (1) 保険業法(平成 7 年法律第 105 号)第 275 条第 1 項により行う保険募集
 - (2) 中小事業主が行う事業に従事する者等の労働災害等に係る共済事業に関する法律(令和 3 年法律第 80 号)第 54 条により行う共済募集
 - (3) 当せん金付証券法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証券の販売事務等
 - (4) スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託金融機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - (5) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く)
 - (6) 電子記録債権法(平成 19 年法律第 102 号)第 58 条第 2 項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

ロ. 商品のご案内

■預金業務

種類	内容	期間	お預入額	
当座預金	小切手・手形などをご利用いただける預金です。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	ご自由に出し入れができる預金です。公共料金や各種クレジット代金の自動支払、年金受取口座、自動預入支払機(ATM)の口座として利用できます。	出し入れ自由	1円以上	
決済用普通預金	お利息はつきませんが、普通預金と同様にご利用でき、預金保険制度により全額保護される預金です。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通預金と定期預金をセットにした口座で、必要な時にはお預かりの90%以内、最高300万円まで自動融資ができます。	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄預金	口座引落には制限がありますが、普通預金同様出し入れ自由で、10万円型と30万円型があり、基準残高により適用利率が優遇されます。	出し入れ自由	1円以上	
納税準備預金	納税の資金に当てる目的で貯蓄する預金です。払戻しは、原則として税金の納付にあてること以外はできません。	お引出しは納税時	1円以上	
通知預金	期間の定めはありません。まとまった資金の短期運用に便利です。	7日以上	10,000円以上	
スーパー定期	1千万円未満の自由金利型定期預金です。	1ヶ月以上 5年以内	100円以上	
大口定期預金	1千万円以上のまとまった資金の運用に有利な預金です。	1ヶ月以上 5年以内	1,000万円以上	
期日指定定期預金	個人が対象で最長3年。据置期間1年経過後3年までの間で1カ月前のご通知でいつでも自由にお引き出しができる1年複利の定期預金です。	1年以上 3年以内	1円以上 300万円未満	
変動金利定期預金	6ヶ月ごとに、その時の金利が選択できる定期預金です。	1ヶ月以上 3年以内	100円以上	
定期積金	将来の生活設計、事業の拡張などのために長期計画に備えて資金を蓄えるのに最適な積金です。1年～5年以内でご契約ができます。	1年以上 5年以内	1,000円以上	
積立定期預金	1冊の通帳で、預入した定期預金が独立して運用でき、満期日の3カ月前までは何回でも預入できる便利な預金です。	5年以内	100円以上	
財形貯蓄	一般財形	給与・賞与天引きによる預金で、貯蓄目的は自由で、1年経過分からお引き出しができます。	3年以上	5,000円以上
	年金財形	退職後に豊かなシルバーライフを実現するための年金型財形貯蓄です。	5年以上	5,000円以上
	住宅財形	住宅取得のために資金づくりの財形貯蓄です。	5年以上	5,000円以上

■金利上昇せ定期預金のご紹介（2025年6月末現在）

種類	内容	期間	お預入額
万年青定期預金	当金庫に年金のお受取り口座をお持ちのお客さま、または新規に年金自動受取をご利用されるお客さまには、スーパー定期預金の店頭表示金利に0.10%金利上昇せ。(ただし募集金額230億円に達した場合、募集を終了させていただきます)。	1年(自動継続)	30万円以上 1,000万円まで
アシスト定期預金	当金庫と「職域アシスト契約」を締結されている事業所の皆様で当金庫に給与振込指定がある方、指定変更をしていただける方には、店頭表示金利に0.10%上昇せ。(ただし募集金額20億円に達した場合、募集を終了させていただきます)。	1年(自動継続)	30万円以上 1,000万円まで



■融資業務

種 類	内 容
割 引 手 形	一般商業手形の割引をいたします。
手 形 貸 付	仕入資金、支払手形決済など短期運転資金をご融資いたします。
証 書 貸 付	設備資金や長期運転資金が必要な時ご融資いたします。
季 節 資 金	夏場、冬場における賞与資金等の運転資金をご融資いたします。
制 度 資 金	国、県、市、町の制度資金融資（県短期資金、県経営安定資金など）をお取扱い致します。
提 携 ロ ー ン	商工会議所等と提携したローンを取扱っております。
代 理 業 務 貸 付	信金中央金庫、株式会社日本政策金融公庫などの代理業務を取扱っています。
事 業 者 カ ー ド ロ ー ン	事業資金として、一定の限度をきめて、反復して利用できます。保証会社等の保証の必要な場合があります。

■融資業務（消費資金）

種 類	内 容	限度額	ご融資期間	
住宅 関連 資金	住 宅 ロ ー ン (すまいリー)	土地購入、住宅の新築・購入・増改築、住宅ローン借換にご利用いただけます。 「すまいリー」は給与振込など4項目の条件該当で特別金利が適用される住宅ローンです。なお、(一社)しんきん保証基金または㈱全国保証による保証の承諾が必要です。	2億円	50年以内
	無 担 保 住 宅 ロ ー ン	カードローンご契約などお取引に応じて特別金利が適用される住宅ローンです。 なお、(一社)しんきん保証基金による保証の承諾が必要です。	2,000万円	20年以内
	リフォームプラン	増改築資金（印紙代、解体工事費用等を含む）、リフォーム及び住宅ローンの借換資金、付随して必要となるインテリアや家電等購入資金などにご利用いただけます。	1,000万円	15年以内
	リフォームプラン・ エ コ	エコ関連設備の購入・設置資金、増改築費用、リフォーム及び住宅ローンの借換資金、付随して発生するインテリア等購入費用などにご利用いただけます。	1,000万円	15年以内
	住宅サポートローン	当金庫にて住宅ローンをお申込み中もしくは契約後6か月以内の方が、インテリアや家電等購入、お車の購入や各種ローンのおまとめなどにご利用いただけます。（かつ、当該住宅ローンの保証期間内）	500万円	50年以内
	住宅サポートローン ワ イ ド	当金庫にて住宅ローンを契約中の方が、ライフイベントにおける各種資金にご利用いただけます。	500万円	20年以内
マイ カー 資金	カーライフプラン	自動車、自動二輪車、自転車などの購入資金、車検・修理費用、運転免許取得費用などにご利用いただけます。	1,000万円	15年以内
	マイカーローン	新車・中古車・自動二輪車・用品購入資金、車検・修理・運転免許取得費用、諸費用、車庫設置費用。自動車購入資金の借換え資金（個人売買は除く）にご利用できます。	1,000万円	10年以内
教育 資金	教 育 プ ラ ン (春 一 番)	就学する学校等への納付金、受験費用、教材費、下宿費用、交通費、引越費用、教育ローンの借換え資金などにご利用いただけます。	1,000万円	最長16年
	教 育 ロ ー ン	①受験時に係る費用②入学時に係る費用③在学時に係る費用④その他教育関連でオリコが認めたもの	200万円	10年以内
職 域 サ ポ ー ト ロ ー ン	「職域アシスト契約」をされている事業所の従業員の皆様を対象に、マイカー資金、教育資金、住宅関連資金を優遇金利でご利用いただけます。	1,000万円	15年以内	
こ の 自 由 資 金	フ リ ー ロ ー ン	使いみちご自由にご利用できます（事業性資金・おまとめ資金も可）。なお、(一社)しんきん保証基金による保証の承諾が必要です。	500万円	10年以内
	フ リ ー ロ ー ン モ ア	使いみちご自由にご利用できます（事業性資金・おまとめ資金も可）。なお、㈱オリエントコーポレーションによる保証の承諾が必要です。	500万円	15年以内
	フ リ ー ダ ム	使いみちご自由にご利用できます（事業性資金・おまとめ資金も可）。なお、㈱クレディセゾンによる保証の承諾が必要です。	500万円	15年以内
	個 人 ロ ー ン	豊かな暮らしづくりのためにご利用ください。資金利用の広いローンです。	500万円	10年以内
そ の 他 目 的 的 資 金	福 祉 ロ ー ン	親族のための資金で、介護用機器の購入資金や老人ホーム入居の一時金などにご利用いただけます。	500万円	10年以内
	子 育 て 応 援 ロ ー ン	出産・子育てにかかる資金で、出産、子育て、小学校入学準備に必要な資金などにご利用いただけます。	100万円	10年以内
	E C O 家 電 ロ ー ン	省エネ家電の購入費用で、エアコン、テレビ、冷蔵庫などの購入資金にご利用いただけます。	500万円	10年以内
	デ ン タ ル ロ ー ン	申込人またはその家族のインプラント、歯科矯正などの歯科医療費全般にご利用いただけます。	300万円	10年以内
カ ー ド ロ ー ン	ご利用限度額の範囲内で繰り返しご利用可能。持っている则ち安心・便利なカードです。	50万円 ～500万円	3年 (自動更新)	

■各種ローンご利用にあたってご留意いただきたい事項

各種ローンには、保証人、担保提供の必要はないものの保証会社の保証が必要なもの、一定の基準を全て満たすことが必要なもの等があり、これらの条件に合わない場合は申し込みの時、又は保証会社の審査結果としてご利用いただけません場合があります。保証会社の保証付の場合は、保証料が別途必要となる場合があります。金額によっては保証人を必要とするケースや、不動産担保差し入れ等が必要になる場合があります。ご利用にあたっては、最寄りの当金庫本店へお問い合わせ下さいませようお願い致します。

■各種業務・サービス

種 類	内 容
内 国 為 替	全国各地の金融機関を結ぶネットワークを通じて、送金・振込、代金取立等を安全、迅速にお取扱いたします。
しんきんでんさいサービス	でんさいサービスは、単に手形等を電子化したものではなく、手形・売掛債権の問題を克服した新たな金銭債権です。手形の作成・保管が不要となり紛失・盗難リスクがありません。また、手形とは違い分割して他の方へ譲渡することも可能です。
キャッシュサービス	キャッシュカードで全国の信用金庫および提携金融機関のキャッシュコーナーをご利用になれます。「しんきんゼロネットサービス」により全国の信用金庫のATMでネット手数料無料でご利用になれます。(ただし、時間外手数料がかかる場合もあります)
自動支払い	各種公共料金のほか、税金・保険料・各種クレジットなどの支払を、ご指定の預金口座から自動支払い致します。
給与振込	給与や、ボーナスが自動的にお客様の預金口座に振込まれます。
年金振込	各種年金が受給日にお客様の預金口座に振込まれます。
夜間金庫	営業時間終了後にお店の売上金などをお預りし、翌営業日にお客様の口座に入金致します。
インターネットバンキング	インターネットに接続できるお持ちのパソコン・携帯・スマートフォンで振込、残高照会、ご指定口座の入出金履歴確認・各種料金支払いサービス等がご利用いただけます。
ペイジー口座振替サービス	デパートやスーパー等のクレジットカード申込窓口などで、当金庫のキャッシュカードがあればその場で口座振替のお手続きが完了できます。
デビットカードサービス	全国の「J-Debit」加盟店でご利用になれます。当金庫のキャッシュカードでショッピングのお支払いができるサービスです。
スポーツくじ払戻し	本店営業部・大町支店・鹿島支店・佐世保営業部・本島支店・早岐支店・大村支店でスポーツくじの当選金払戻し業務を行っております。
生命保険の窓口販売	生命保険会社の代理店として各種保険の窓口販売を行っております。
損害保険の窓口販売	住宅ローンご利用のお客様へ長期住宅火災保険や、債務返済支援保険を取り扱っております。また、傷害保険や業務災害総合保険も取り扱っております。
九州しんきんカード	カード加盟店でお買い物や旅行が楽しめます。しんきんVISA・JCBカードを取り扱っております。
健康サポートプラン	年金を当金庫でお受け取りの方には共栄火災の業務提携先であるサービス提供会社の専門スタッフが無料でお応えいたします。
通帳レスサービス しんきん通帳アプリ	普通預金をお持ちの個人の方がご利用いただけます。いつでもどこでも入出金明細や残高をスマートフォンでご確認いただけます。SDGsにも貢献できるサービスです。
ネット口座振替 受付サービス	パソコンや携帯電話より収納機関のサイトでサービスや契約を申し込まれた際に、キャッシュカード発行口座であれば口座振替の手続きを書類や印鑑なしにインターネットより手続きが行えるサービスです。
PayPay・メルペイ	信用金庫の口座から簡単にチャージでき、全国の加盟店のお店で決済できるサービスです。

★ATMによる振込みは手数料がお得です。(2025年6月末現在)

種 類	内 容	ATM振込		窓 口	
		会員様	一般	会員様	一般
5万円未満	当金庫同一店舗内	110円	110円	220円	220円
	当金庫本支店宛	110円	110円	330円	330円
	他行宛	330円	440円	660円	660円
5万円以上	当金庫同一店舗内	110円	110円	220円	440円
	当金庫本支店宛	220円	220円	330円	550円
	他行宛	440円	550円	660円	880円

※「会員様」とは、当金庫に出資金をお持ちいただいているお客様のことをいいます。

※現金振込の場合は一般扱いとなります。

八. 手数料一覧 (2025年6月末現在)

■為替関連手数料

(単位：円)

為替手数料		会員様	一般の方
同一店内	窓口受付振込	5万円未満1件につき	220
		5万円以上1件につき	440
	ATM振込	5万円未満1件につき	110
		5万円以上1件につき	110
	ホームバンキング	5万円未満1件につき	55
	テレホンバンキング		
しんきん自動振込サービス	5万円以上1件につき	55	
インターネットバンキング			
本支店あて	窓口受付振込	5万円未満1件につき	330
		5万円以上1件につき	550
	ATM振込	5万円未満1件につき	110
		5万円以上1件につき	220
	ホームバンキング	5万円未満1件につき	110
	テレホンバンキング		
しんきん自動振込サービス	5万円以上1件につき	110	
インターネットバンキング			
佐賀・長崎県内 信金あて	窓口受付振込	5万円未満1件につき	330
		5万円以上1件につき	550
	文書扱	5万円未満1件につき	550
		5万円以上1件につき	770
	ATM振込	5万円未満1件につき	110
		5万円以上1件につき	220
	ホームバンキング	5万円未満1件につき	330
	テレホンバンキング		
しんきん自動振込サービス	5万円以上1件につき	330	
インターネットバンキング			
他行あて	窓口受付振込	5万円未満1件につき	660
		5万円以上1件につき	880
	文書扱	5万円未満1件につき	550
		5万円以上1件につき	770
	ATM振込	5万円未満1件につき	330
		5万円以上1件につき	440
	ホームバンキング	5万円未満1件につき	330
	テレホンバンキング		
しんきん自動振込サービス	5万円以上1件につき	330	
インターネットバンキング			

※現金振込の場合は一般扱となります。

■諸手数料

(単位：円)

預金手数料の種類	単 位	手数料	摘 要
小切手 (50枚綴り)	1冊	2,200	
約束手形 (50枚綴り)	1冊	2,200	
為替手形 (50枚綴り)	1冊	2,200	
マル専当座開設	1口座	3,300	
マル専手形用紙発行	1枚	660	
通帳再発行	1冊	550	
預金残高証明書発行 (再発行含む)	1通	440	
ローンカード再発行	1枚	1,100	
CDカード再発行	1枚	1,100	
保護預かり (一般)	1件	1,320	月額110円
預金取引履歴写し (COM)	1枚	110	COM1枚=1ヶ月、普通預金履歴1枚=6ヶ月
預金取引履歴検索	1枚につき	220	端末出力A4用紙
自己宛小切手発行	1枚	無 料	
ナイト・デポジット (夜間金庫)	1契約につき1ヶ月	3,300	
入金帳発行手数料	1冊	880	
個人情報開示依頼手数料	基本項目1通につき	1,100	口座振替による徴求
相続関連口座開設手数料	1口座	5,500	相続財産管理人・清算人など
その他特殊口座開設手数料	1口座	11,000	破産管財人など
未利用口座管理手数料	年間	1,320	該当口座のみ

■融資関連手数料

(単位：円)

融資手数料の種類			単位	手数料		
融資実行	手形割引	手形取立手数料の徴求のみ		—	—	
	手形貸付	(手形書替時も同様)		1件	2,200	
		住宅金融支援機構	フラット35 つなぎ融資	1件	22,000	
	証書貸付	住宅資金	(担保・保証の有無を問わず)		1件	33,000
		消費者ローン	(保証会社付き)		1件	3,300
		賃貸物件向け	新築・購入・肩代り・改装資金 等		1件	33,000
	一般貸付	上記以外の実行		1件	2,200	
不動産担保関連 (動産譲渡担保を含む)	基本手数料	新規・極度増額・譲受・仮登記・登記留保・債務者変更/追加等			55,000	
		追加設定・極度減額・順位変更・債務者の住所変更 等			22,000	
		一部抹消		1区画		
	複数の法務局で共同担保設定の場合 (加算)				11,000	
	不動産調査等費用				実 費	
返済条件の変更	住宅資金	(期間・金利・償還金・保証人 等)	1申込	11,000		
	賃貸物件向け					
	一般貸付					
繰上返済	一部 繰上返済	住宅資金	随時変動金利型	1件	5,500	
		賃貸物件向け	固定金利・周期変動金利型	1件	33,000	
		一般貸付	(保証会社等の保証条件の場合を除く)	1件	5,500	
	全額 繰上返済	住宅資金	随時変動金利型	1件	5,500	
		賃貸物件向け	固定金利・周期変動金利型	1件	44,000	
		一般貸付	(保証会社等の保証条件の場合を除く)	1件	5,500	
期限前弁済手数料 (別途「期限前弁済に関する特約書」有) (返済期間が5年以上の借入で、かつ返済期間の3分の1の期間を経過していない期限前弁済を行う場合)				別途特約書 のとおり		
保証人・担保物件・手形支払人信用調査等に係る費用				実 費		
融資証明書発行			1通	22,000		
公共工事入札保証書発行			1通	2,200		
融資残高証明書・利息証明書発行			1通	440		
融資取引履歴写し (当金庫所定用紙の場合)			1通	110		

3. 利用者の利便性向上に関する事項

1. 調査実施方法

- ① 窓口来店者に対する配布調査
(窓口来店者が専用回収袋に直接投入)
- ② 渉外担当者による配布調査
(お客様が専用封筒に入れ、担当者が回収)

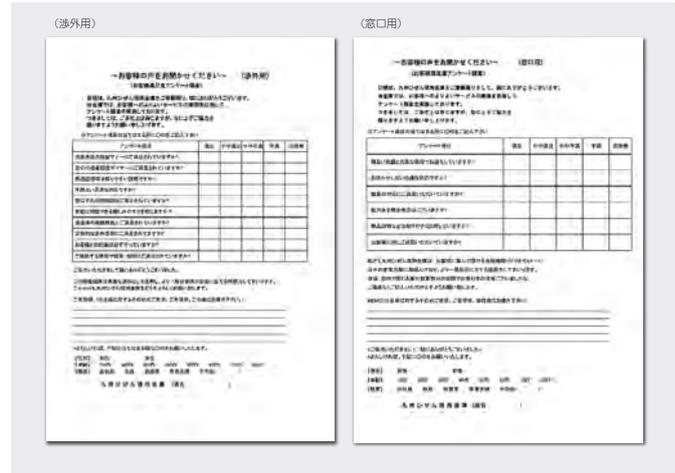
2. 実施期間

2025年1月6日(月)～2025年1月24日(金)

3. 対象店舗 全営業店

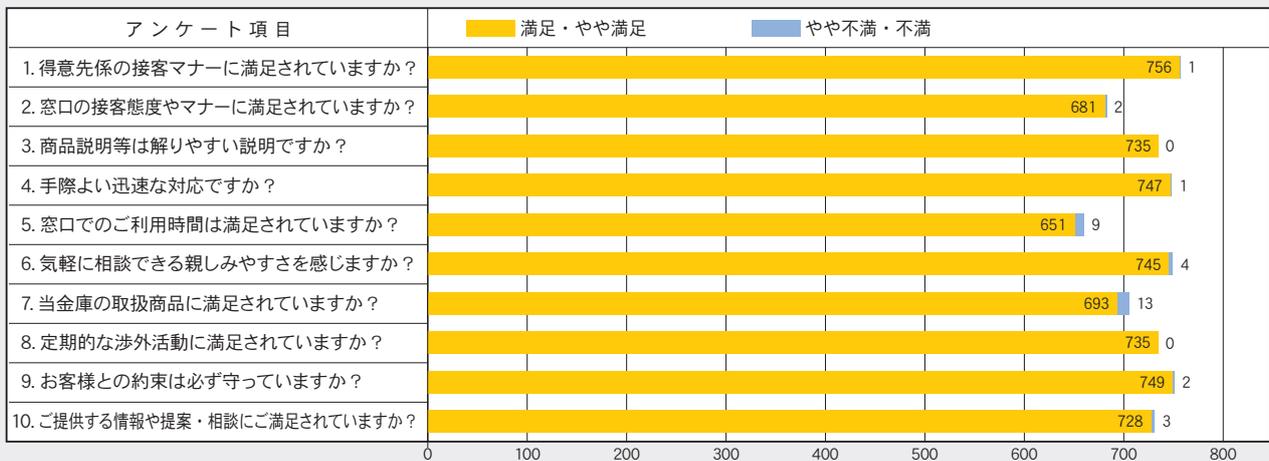
4. 調査方法および回答先数(取引先の無差別抽出)

- ① 渉外担当者… 760先(有効回答 757先)
 - ② 窓口担当者… 341先(有効回答 341先)
- 調査対象先…1,101先(有効回答 1,098先)



5. 回答結果

渉外用 757先(無回答を除く)



窓口用 341先(無回答を除く)



6. 調査結果

【渉外部門】

昨年度と比較し全体的に不満足が改善された結果となりましたが、信用金庫が最も強みとする「気軽に相談できる親しみ感」、「役に立つ情報の提供」について前年と同様に不満足が高い状況にあります。渉外担当者の若年比率が高まっていることに起因することが考えられます。取扱商品や業務の複雑化・高度化・業務範囲の拡大により、営業の難易度も高まっており、継続的な教育・研修の実施によるスキルアップが必要であると考えます。地域金融機関として単純な金融仲介にとどまらない付加価値の高い営業活動が、お客様とのより良い関係の構築に繋がっていくものであり、渉外担当者個人の感知能力を高め、的確な顧客ニーズの把握、課題解決型の営業活動ができる人材の育成を強化してまいります。

【窓口部門】

窓口来店されるほとんどの方は満足感を持って頂いていると判断致しますが、魅力ある預金商品、窓口の接客マナーや応対、待ち時間に対して不満とする声も多く、「接客力」や「商品説明力」で職員の能力や意識に格差があるものと思われる。接客マナーの修得や迅速な対応、商品説明力の向上等、人材育成を引き続き行ってまいります。

【総合所見】

現状において当金庫との取引に対し総体的に満足感を持っていただいており、取引継続維持に繋がっているものと思われる。

反面、当金庫に対する期待感も高く、アドバイスや要望を頂いており、一部の方より「役に立つ情報の提供」等に対して不満の声をいただいております。今後の金庫経営に提言を頂いたものとして、お客様の状況やニーズにあった商品・サービスの提供等の顧客本位の業務運営に努めるよう、役職員一丸となって努力してまいります。

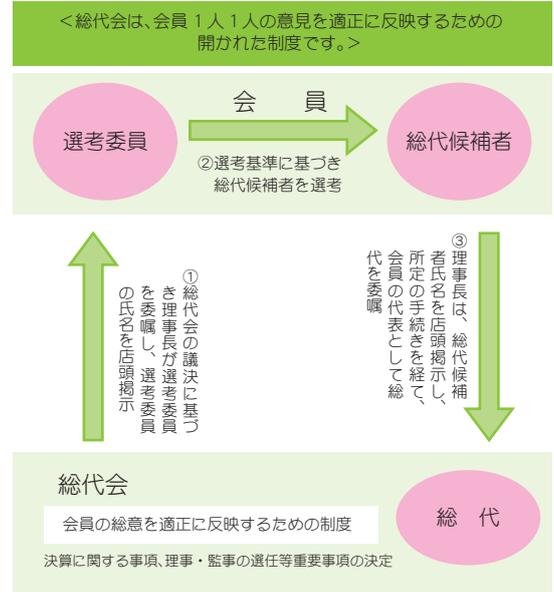
4. 総代会等に関する情報開示

1. 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。



2. 総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は、80人以上100人以内で、各選任区域ごとに定められます。

(2) 総代の選任方法

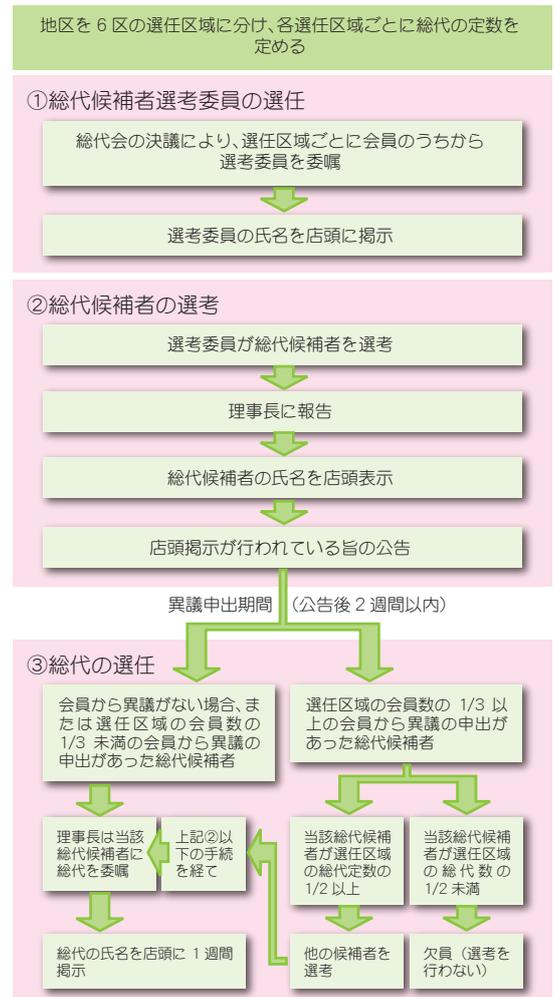
総代は、会員の代表として、会員の総意を当庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで、総代の選考は、総代選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 会員の中から総代選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選任する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を全員が信任する。
(異議があれば申し立てる。)

(3) 総代候補者選考基準

- ① 資格要件
 - ・当金庫の会員であること。
- ② 適格要件
 - ・総代として相応しい見識を有していること。
 - ・良識をもって、正しい判断ができる人であること。
 - ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人であること。
 - ・人格、識見に秀れ、当金庫の発展に寄与できる方。
 - ・金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方。



3. 第74期 通常総代会の決議事項

日 時：2025年6月25日(水曜日) 午後4：00
 場 所：嬉野観光ホテル大正屋
 出席総代数：78名 委任状：18名（総代総数：100名）

第74期通常総代会において、次の事項が附議され、
 それぞれ原案のとおり承認可決されました。

- 第1号議案 剰余金処分案の承認に関する件
- 第2号議案 定款の一部変更に関する件
- 第3号議案 会員の除名に関する件
- 第4号議案 理事および監事の報酬限度額に関する件

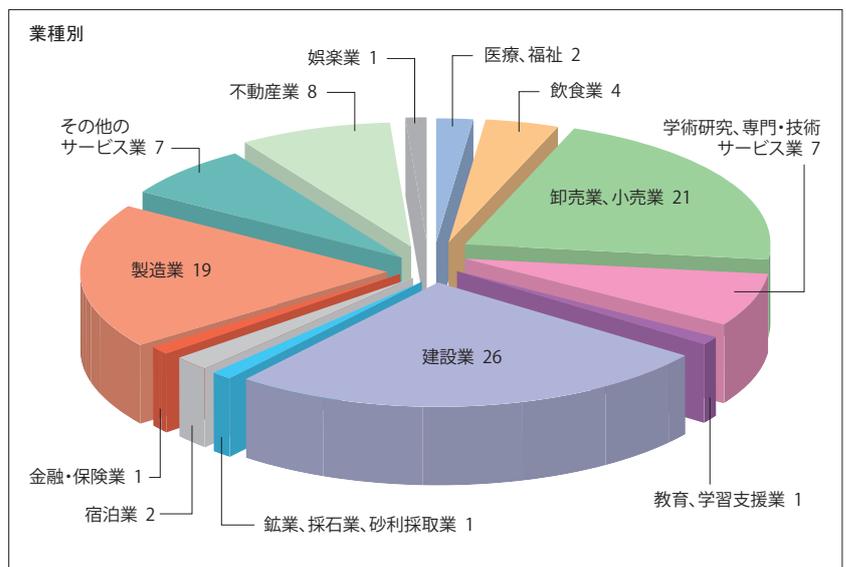
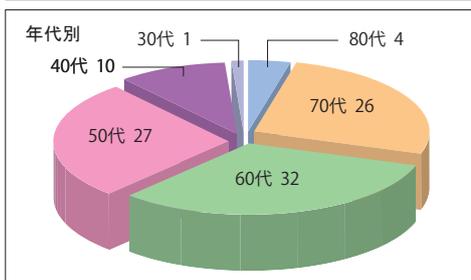
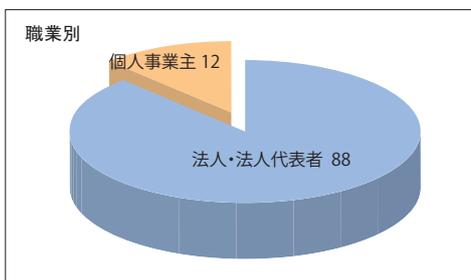


4. 総代の氏名等 (2025年6月末現在)

選任区域	総代数	氏 名							
第1区 (武雄地区)	20名	馬渡洋平③	岡村健一③	樋渡智広①	吉原新司③	野田洋一⑦	山口修代⑥	小林修二⑥	
		原 英郎④	金川信栄②	丸田延親②	山崎徳幸①	松尾公博①	宮本邦敏⑪	眞崎賢一⑩	
		本永 勉③	姉川正郷⑤	梶山貴広④	織田孝夫⑧	木須洋州②	堤 辰太郎①		
第2区 (大町・北方地区)	10名	藤瀬宏宣③	川口清一⑩	中島俊雄⑩	山口米一⑩	元山英信③	辻 栄二⑤	村山 直②	
		諸石晴夫④	中村隆広④	釜崎博昭②					
第3区 (白石地区)	6名	倉持 實⑬	原田三男⑨	武富稔男⑦	香月 茂⑤	藤井敏彦③	藤松敏朗①		
第4区 (嬉野・鹿島地区)	14名	宮崎健児③	杉原康一③	田中喜久④	武藤 正④	吉野 洋④	筒井和広②	團 宝誠①	
		馬場謙吾⑬	森 孝一⑩	光武博之③	中島雅人④	黒田 豊④	中原賢一郎④	白仁田正広②	
第5区 (佐世保地区)	35名	林田和樹③	今井定行⑩	田中勝芳⑨	大野敏行⑨	古賀良一⑦	松村清一⑤	大西律生⑤	
		松田信哉⑤	高本智徳③	坂口尉知朗②	末竹邦彦②	吉川重光③	大坪啓一⑦	川崎英樹⑥	
		北村隆博⑤	坂田健吾③	金子哲雄②	広瀬勝也①	川添 聡③	大庭直樹⑤	近藤竜一⑤	
		古場信行⑤	松川 茂⑤	荒木寿朗⑤	川下雄太郎①	小川 寛⑥	立石武久⑤	中島幹人②	
第6区 (大村地区)	15名	藤澤一郎⑩	安達 徹⑤	梅田憲光④	中野和男⑦	橋口 正⑤	吉田親司④	深見隆之②	
		森 広康③	相良兼一⑨	川原博司⑧	諏訪敏幸⑥	梅本昌秀⑥	重松泰子②	矢野欽也②	
		中村人久①	笠井大典①	堀内英雄①	野田孝則③	山口洋介③	瀬尾藤継①	西村 亘③	
		松尾良幸②							

※氏名の後の数字は総代への就任回数であります。

5. 総代の属性別構成比



5. 九州ひぜん信用金庫のトピックス2024

日 時	主な行事
2024年 4月 1日	2024年度入庫式
2024年 4月 13日	創立記念の日式典
2024年 5月 8日	早岐支店移転1周年記念
2024年 6月 13日	献血ボランティア活動
2024年 6月 17日	私募債贈呈式
2024年 6月 26日	第73期 通常総代会開催
2024年 6月 23日	原案通り承認可決されました。 第1号議案 剰余金処分案の承認に関する件 第2号議案 優先出資一部買入消却の件 第3号議案 定款の一部変更に関する件 第4号議案 会員の除名に関する件 第5号議案 任期満了に伴う理事選任の件 第6号議案 任期満了に伴う監事選任の件 第7号議案 退任監事に対する退職慰労金贈呈の件 第8号議案 理事および監事の報酬限度額に関する件
2024年 7月 20日	年金相談会（佐世保営業部）
2024年 7月 25日	ひぜん未来塾第1講
2024年 8月 21日	ひぜん未来塾第2講
2024年 9月 12日	ふくおかよかもん展示商談会 参加
2024年 9月 19日	ひぜん未来塾第3講
2024年 10月 1日	令和7年度新卒者内定式
2024年 10月 19日	2024年度絆舞仕込み式 出席
2024年 10月 24日	ひぜん未来塾第4講
2024年 11月 8日	鹿島万年青グラウンドゴルフ大会
2024年 11月 11日	大野支店70周年イベント開催
2024年 11月 20日	ひぜん未来塾第5講
2024年 12月 3日	2024よい仕事おこしフェア（東京ビッグサイト）
2025年 1月 23日	ビジネスクラブ新春特別講演会
2025年 2月 4日	合併15周年記念 沖縄ゴルフツアー
2025年 2月 15日	合併15周年記念日
2025年 2月 21日	宮野町支店を本店営業部へ統廃合



2024年度 入庫式



創立記念の日式典



早岐支店移転 1周年記念



宮野町支店 営業最終日



ビジネスクラブ新春特別講演会



ふくおかよかもん展示商談会

6. 中小企業の経営の改善及び地域活性化のための取組の状況

〈1〉中小企業の経営支援に関する基本方針

1. 取組み方針

九州ひぜん信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

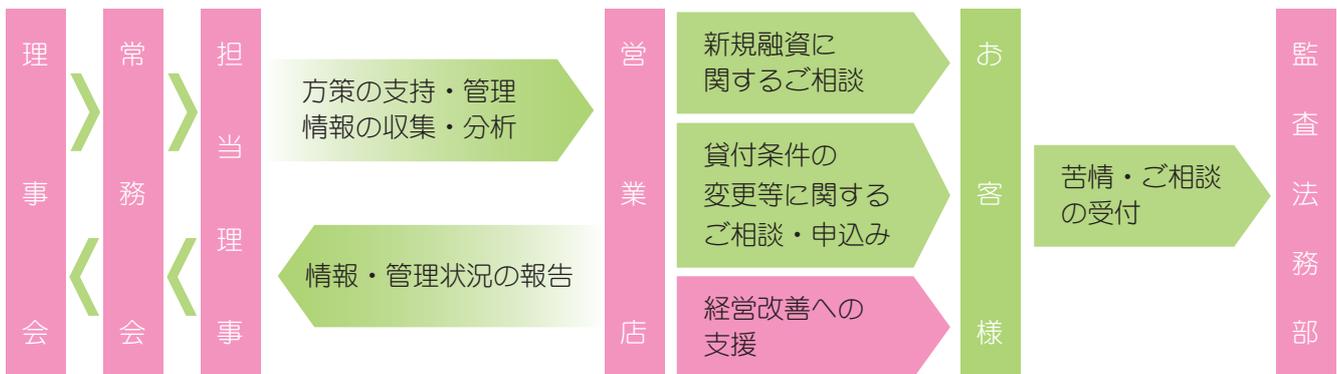
当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ① 態勢整備を図るために、理事会において決議した事項（基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選任）
- ② お客さまへのきめ細やかな経営改善支援を行うための態勢整備として、本部に経営相談支援課を設置しております。
- ③ お客さまの事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるために、融資の現場の職員を九州北部信用金庫協会主催の研修に派遣し、事業者のビジネスマッチングのために東京で開催されている「よい仕事おこしフェア」や福岡で開催されている「しんきん合同商談会」に役職員を派遣しております。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

〈2〉中小企業の経営支援に関する態勢整備



苦情相談受付ならびにお客様のサポート体制を強化するために、全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置し、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情・トラブル等の事案が発生した場合には、監査法務部へ報告することにしてあります。

なお、お客様からの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、相談窓口として監査法務部の直通電話を設置しております。

九州ひぜん信用金庫 監査法務部 電話番号 0954-23-1299(直通)

〈3〉中小企業の経営支援に関する取組状況

I. 創業・新規事業開拓の支援

◆商工会議所との連携

当金庫は、商工会議所と連携し、創業・新規事業への支援を行なっております。

【連携先】 ■武雄商工会議所 ■佐世保商工会議所 ■大村商工会議所

II. 成長段階における支援

◆「2024よい仕事おこしフェア」

2024年12月4日(水)～12月5日(木)

日本全国 47 都道府県の信用金庫とそのお取引先様が集結し、普段では出会うことがないお取引先様同士が、信用金庫のネットワークを通じてつながることで、新たな発見が生まれるビジネスマッチングの場として毎年開催されております。

当金庫でも、お取引先様と一緒に、展示ブースを設け全国のお取引先様へPRを行い支援をおこないました。

また、視察ツアーを企画し、当金庫のお客様と一緒に現地へ赴き、全国の信用金庫のお取引先様と出会う機会を設けました。



III. 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

◆経営改善支援等への取組み状況について

当金庫の取引先は、小規模事業者が大半を占めており、経営改善計画書作成の事務負担が大きいという実情を踏まえ、取引先と当金庫営業店担当者とは経営課題等を協議・調整し、計画書作成支援など積極的な改善支援に努めております。

2024年度の支援対象先は61先とし、外部専門機関との連携を強化し、また営業店と一体となった経営改善支援態勢の強化を図りました。

◆「中小企業金融円滑化法」の期限到来後の貸付条件の変更等の実施状況について

当金庫は、中小企業金融円滑化法の期限到来後も、地域の中小企業および個人のお客様に対して、お客様の立場に立って新規融資や貸付条件変更等の取組みを強化してお客様の経営改善支援に取り組みます。

同法の期限到来後の取組みについて、2025年3月31日までの貸付条件の変更等の実施状況をお知らせ致します

■貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 【お客様が中小企業者である場合】(単位：件)

	2020/3末	2021/3末	2022/3末	2023/3末	2024/3末	2025/3末
貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権	1,958	2,216	2,518	2,833	3,173	3,561
うち、実行に係る貸付債権の数	1,880	2,137	2,424	2,719	3,047	3,434
うち、謝絶に係る貸付債権の数	23	26	30	30	31	31
うち、審査中の貸付債権の数	7	4	8	14	21	18
うち、取下げに係る貸付債権の数	48	49	56	70	74	78

■貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数 【お客様が住宅資金借入者である場合】(単位：件)

	2020/3末	2021/3末	2022/3末	2023/3末	2024/3末	2025/3末
貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数	105	117	127	137	147	154
うち、実行に係る貸付債権の数	93	104	114	125	135	142
うち、謝絶に係る貸付債権の数	8	8	8	8	8	8
うち、審査中の貸付債権の数	0	1	1	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	4

◆ひげしん経営セミナーの開催

ひげしんでは、中小企業経営者をサポートする目的で「ひげしんビジネスクラブ」を発足しており、会員様向けにオンラインでの経営セミナーを開催し、企業が必要とする最新経営情報を提供しております。

開催日	講座名
2024年 4月18日	「元 第72代横綱 稀勢の里 氏」講演会
2024年 4月26日	中小企業のための採用力強化セミナー
2024年 5月14日	経営者のための「ノー」を「イエス」に変える技術セミナー
2024年 6月27日	「株式会社星野リゾート 代表取締役社長 星野 佳路 氏」講演会
2024年 7月 3日	会社にお金を残す数字の押さえ方セミナー
2024年 8月 8日	「元 新日本プロレス株式会社 代表取締役社長 ハロルド・ジョージ・メイ 氏」講演会
2024年 9月 4日	中小企業の業績を上げるカテゴリーキラー戦略セミナー
2024年 9月13日	次世代経営者企業事例「宮崎 進司 氏」講演会
2024年10月22日	「元 侍ジャパン ヘッドコーチ 白井 一幸 氏」講演会
2024年11月 6日	次世代経営者企業事例「坂和 寿忠 氏」講演会
2024年12月 3日	「ビジネスブレークスルー大学 学長 大前 研一 氏」講演会
2025年 2月 6日	「株式会社経営共創基盤 IGPIグループ 会長 富山 和彦 氏」講演会

◆ひげしん未来塾の開催

2024年度の未来塾は、10期生の受講者と当金庫若手職員が一緒になり経営に関するディスカッションを行い、経営者としての知識や自ら考え実践する力を身につけ共に考える仲間を作ることを主眼に開催いたしました。

開催日	テーマ
第1回講義 2024年 7月25日	企業経営の基本的な姿勢とは？
第2回講義 2024年 8月21日	ビジネスモデル分析と戦略方針の考察
第3回講義 2024年 9月19日	5年後の経営方針・ビジョンを鮮明にする
第4回講義 2024年10月24日	戦略実現に向けた具体的手法の考察と推進体制構築
第5回講義 2024年11月20日	会社を潰さない経営者へ～経営者の会計思考と当講座の総括～

〈4〉経営者保証に関するガイドラインの活用状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、2024年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は409件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は23.25%、保証契約を解除した件数は40件、保証債務整理については、当金庫をメイン金融機関として成立に至った経営者保証に関するガイドラインに基づくお申し出はありませんでした。

〈5〉地域貢献活動

◆献血ボランティア活動

当金庫営業エリア内で行われる献血ボランティア活動を行っております。当金庫からも多数の職員が協力しました。



◆2024”よい仕事おこし”フェア視察ツアー

2024年12月3日4日の二日間にわたり、東京ビッグサイトに「2024”よい仕事おこし”フェア」が開催されました。当金庫お取引先様4社にご出展いただき、視察ツアーにも40名近くの方にご参加いただきました。



7. 金庫の事業の運営に関する事項

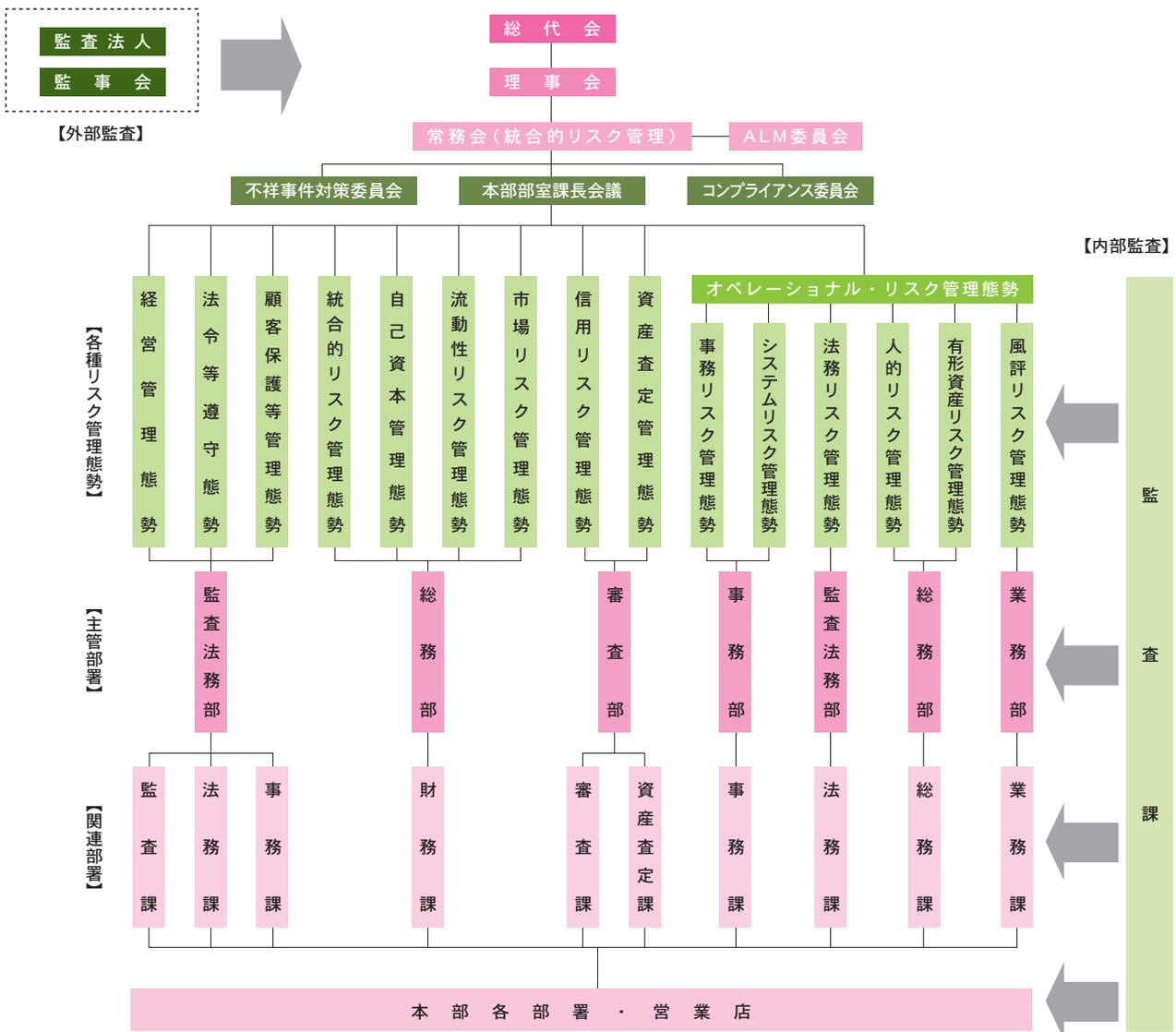
イ. リスク管理の体制

■リスク管理の基本方針

金融の自由化・国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取り巻くリスクは、一段と複雑化し多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が飛躍的に高まっています。このような金融環境のもと、当金庫はリスク管理を多様なリスクの正確な把握、適切な管理・運営を通じ、収益力の向上を図り、適正な業務の遂行を可能にするものと考え、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでおります。

- ①当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、低リスクを基本とした資産・負債の統合的管理を徹底し、自己資本の充実に努めております。
- ②当金庫は、リスクの分散、コントロールを行い、リスクの極少化に努めております。
- ③当金庫は、統合的リスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう、適切に管理しております。
- ④当金庫は、統合的リスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保すると共に、収益の安定化を図っております。

■リスク管理体制図（2025年6月末現在）



■リスクの分類・定義

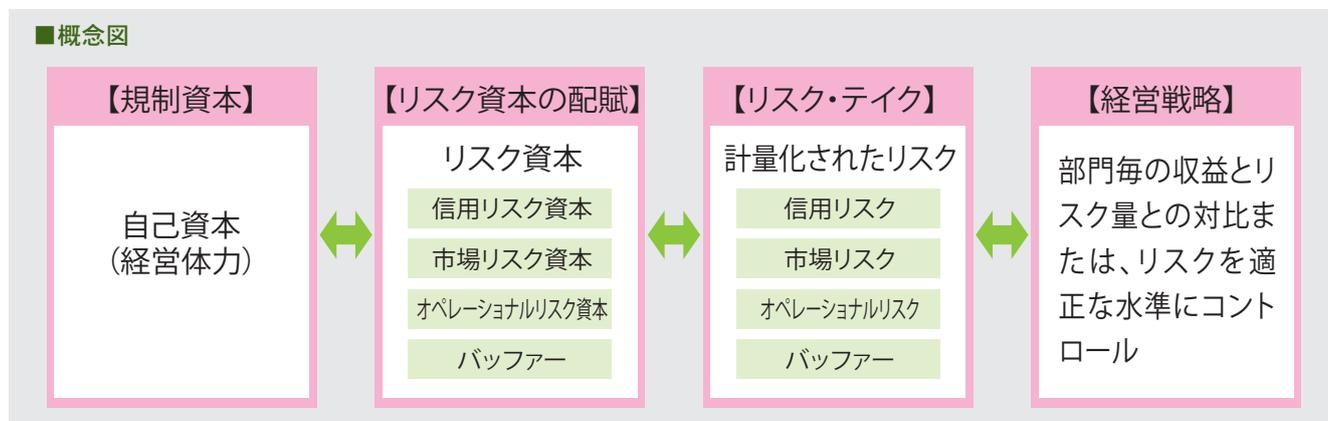
リスクの種類		リスクの定義	主管部署
コントロールすべきリスク	市場リスク	金利、株式、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスク	総務部
	流動性リスク	内外の経済情勢や、市場環境の変化等により通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたり、予期せぬ資金流失により通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることなどにより損失を被るリスク	
	信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消滅し、金融機関が損失を被るリスク	審査部
極小化すべきリスク	オペレーショナルリスク	業務の過程・役職員の活動・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的な事象により損失を被るリスク 下記の6つのリスクをいいます	総務部 監査法務部 事務部 業務部
	事務リスク	事務ミスや事故・不正などを起こすことにより損失を被るリスク	
	システムリスク	コンピューターシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク	
	法務リスク	顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネスマーケット慣行から生じる損失・損害	
	人的リスク	人事運営上の不公平・不公正・差別的行為（セクシャル・ハラスメント等）から生じる損失・被害	
	有形資産リスク	当金庫が災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害	
風評リスク	当金庫の評判の悪化や風説の流布等により、信用が低下することから生じる損失・損害		

■統合的リスク管理

当金庫における統合的リスク管理は、経営体力(自己資本)の範囲内で各種リスクに応じた最適な資本配賦を行い、健全性の確保を前提としつつ、適切なリスクテイク、リスクコントロールにより収益向上を図ることとしております。また、各種リスクをそれぞれの特性に応じた手法を用いて計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の一定割合以内に収まる

ように管理しております。資本配賦の対象となるリスクは①信用リスク②市場リスク③オペレーショナルリスクであり、月次ベースでリスク量を計測し、配賦自己資本とリスクの状況をALM委員会及び常務会に報告し、リスクコントロールを行うこととしております。

■概念図



ロ. お客様保護態勢の強化

■法令等遵守基本方針

1. 法令等遵守（コンプライアンス）の強化

あらゆる法令やルールを厳格に遵守した経営の遂行。信用金庫法をはじめ、各種関係法令に則って日々の業務を適正に運用し、不祥事件等の発生防止に努め、地域から信頼される「地元の信用金庫」として確固たる地位を築いていく。

2. 企業倫理の構築（経営陣の遵法精神の自覚と責任）

経営陣は信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務に率先して取組み、危機管理は経営トップ自らの役割として危機や問題点を経営トップや役職員が迅速に把握できるシステムを確立する。

万一、問題となる行為等が発見された場合には、経営トップの責任において、事実究明と原因追求を行ない、経営陣はコンプライアンス部門に任せるのではなく、自らの問題として全員一致協力し迅速な解決と再発防止に向け全力を傾注する。

3. 遵法精神の浸透

経営トップは、法令遵守を経営の基本的柱とし、法令等遵守について年頭所感やディスクロージャー誌や各種会議等あらゆる機会を捉え周知し、職員一人ひとりに浸透させ当金庫の法令等遵守の風土を醸成していく。

4. コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実

定例総代会のほか、地区総代会や顧客アンケートを実施し、顧客の意見を経営に反映させる方法や、理事会・常務会等の意思決定機関の決定事項の実行状況を管理し、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の充実を図るとともに、監事や会計監査人が経営陣に対し、適時適切に意見を述べる態勢づくりを目指していく。

5. 法令に準拠した規程等の整備と正確な業務処理

信用金庫の社会的使命を遂行することにより、社会的責任を全うし、地域社会に信頼される信用金庫たるべく法令に準拠した事務規定等を整備し、業務の健全性および適切性を確保する。

6. 反社会的勢力への対応

社会的な批判を受ける恐れがある取引については、事前チェック態勢を確立し、経営に与える影響を未然に防止する態勢を整備する。

また、暴力団を始めとする反社会的勢力に対しては、経営者自らが毅然とした態度を取り、組織として断固としてこれに対決するとともに、警察当局等との連携強化を図る。

■九州ひぜん信用金庫行動綱領

1. 信用金庫人としての基本的心構え
2. 業務遂行の心構え（業務処理、個人情報との管理と秘密保持、法規則・金庫規則の遵守、積極的業務遂行と社会的公正、公私の区別）
3. 私生活の心構え
4. 反社会的勢力への対応
5. 厳格な事務管理
6. 顧客保護
7. 事務取扱等
8. 不祥事を発生させない態勢づくり

■九州ひぜん信用金庫行動規範

1. 信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任
2. 質の高い金融サービスの提供と地域社会への貢献
3. 法令やルールの厳格な遵守
4. 地域社会とのコミュニケーション
5. 従業員の人権尊重
6. 環境問題への取組み
7. 社会貢献活動への取組み
8. 反社会的勢力の排除

■個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客様の個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含まず)、または「個人識別符号」が含まれる情報をいいます。

なお、個人識別符号とは、以下のいずれかに該当するもので、政令等で個別に指定されたものをいいます。

(1) 身体の一部の特徴をコンピュータ処理できるよう変換したデータ

<例> 顔・静脈・声紋・指紋認証用データ等

(2) 国・地方公共団体等により利用者等に割り振られる公的な番号

<例> 運転免許証番号、パスポート番号、個人番号(マイナンバー)等

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

● 当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をするとともに、偽りその他不正の手段により個人情報等取得することはありません。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

● お客様の個人情報は、

① 預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項

② 営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項

③ 当金庫ホームページ上の「お問い合わせ」等の入力事項

④ 電子交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項

⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報の利用目的

● 当金庫は、次の業務において、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客様にとって利用目的が明確になるように具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

● お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示・提供が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示・提供することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(業務内容)

① 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務及びこれらに付随する業務

② 公共債・投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法令により信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務

③ その他信用金庫が営むことができる業務及びこれらに付随する業務(今後取扱いが認められる業務を含む)

(利用目的)

① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため

② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため

③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため

④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため

⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため

⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため

⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため

- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
 - ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
 - ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
 - ⑫各種お取引の解約・終了やお取引解約・終了後の事後管理のため
 - ⑬株式会社全銀電子債権ネットワークから委託を受けた業務を遂行するため
 - ⑭電子記録債権の円滑な流通の確保のため
 - ⑮でんさいネット参加金融機関の与信取引上の判断のため
 - ⑯その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧頂けます。

(法令等による利用目的の限定)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 特定個人情報等の利用目的

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
 - ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
 - ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑧預金口座付番に関する事務のため
 - ⑨住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等に関する法定書類作成・提供事務のため
 - ⑩公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため
 - ⑪災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため
 - ⑫本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため
- 上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

(3)ダイレクト・マーケティングの中止

- 当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申し出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止します。中止を希望されるお客様は、お取引店または下記の当金庫相談窓口までお申出ください。

3. 個人情報等の正確性の確保について

- 当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

4. 個人情報等の利用目的の通知・開示・訂正等、利用停止等について

- お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求(第三者提供記録の開示も含まれます。)があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- お客様本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正・追加・削除のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客さま本人から、法令の定めるところにより、当金庫が保有する個人情報等の利用停止または消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで利用停止または消去を行います。なお、調査の結果、利用停止または消去を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- お客様からの個人情報等の利用目的の通知並びに個人情報等の開示及び第三者提供記録の開示のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- 以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、お取引店または下記の当金庫相談窓口までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客様の個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の安全管理のため、個人データ

の安全管理措置を講じます。

当金庫における個人データの安全管理措置に関しては、当金庫の内部規程等においてに定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- ①個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記7. の当金庫相談窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けています。
- ②取得、利用、保管、移送、消去・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・取扱者およびその任務等について定めています。
- ③個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門による監査を実施しています。
- ④個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。
- ⑤個人データを取り扱う区域において、職員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- ⑥アクセス制御を実施して、取扱者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定しています。また、個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

6. 委託先について

当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。また、委託に際しましては、お客様の個人情報等の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- 各種、預金・融資の期日案内等の作成に関わる事務
- ダイレクトメールの発送に関わる事務
- 情報システムの運用・保守に関わる事務
- 出資配当金支払通知案内作成に関わる事務
- 個人情報の保管・整備に関わる事務

7. 個人データの第三者提供について

当金庫は、お客さまから同意を得て、個人データの第三者提供を行う場合には、あらかじめ、提供先の第三者、当該第三者における利用目的、提供する個人データの項目等をお示し、原則として書面（電磁的記録を含みます）にて同意をいただくこととします。

また、その提供先が外国にある第三者の場合には、上記取扱いに加え、法令等の定めるところにより、あらかじめ、①提供する第三者が所在する外国の名称、②当該外国の個人情報の保護に関する制度に関する情報、③提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報等について情報提供いたします。

※ 同意の確認をする時点で、提供先の第三者が所在する外国が特定できない場合には、特定できない旨及びその具体的な理由等について、また、提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置について情報提供できない場合には、情報提供できない旨及びその理由等について情報提供します。この場合、事後的に提供先の第三者が所在する外国を特定できた場合には上記①・②の事項について、事後的に提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置等についての情報提供が可能となった場合には上記③の事項について、お客さまのご依頼に応じて情報提供いたしますのでお申し出ください（ただし、当金庫の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合等を除きます）。

8. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、お取引店または下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

九州ひぜん信用金庫 監査法務部

住 所：〒843-0023

佐賀県武雄市武雄町大字昭和862番地

電話番号：0954-23-1299（直通）

■反社会的勢力に対する基本方針

私ども九州ひぜん信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1) 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- (2) 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- (3) 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- (4) 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- (5) 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

■利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

【次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引】

- ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
- ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
- ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

【上記①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引】

当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- ②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

■金融商品の勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、深夜や早朝などの不適切な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。ただし、事前にお客様からご了解をいただいている場合を除きます。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ マネーローダリング及びテロ資金供与防止

日本および国際社会がともに取り組まなくてはならない課題として、マネーローダリングおよびテロ資金供与対策の重要性が近年益々高まっております。九州ひぜん信用金庫は、関係省庁と連携しながら、複雑化・高度化するマネーローダリングおよびテロ資金供与の手口に対し、有効に防止することが出来るように対策を進めております。

そのため、追加のご確認をさせていただくお取引や、確認方法、確認内容をお願いする場合がありますので、ご負担をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

- 特定の国に居住・所在している方等とお取引等をされる場合は、資産・収入の状況等を確認させていただくことがあり、その際に従来とは異なる資料のご提示や質問へのご回答をお願いする場合があります。
- お客さまのお取引の内容、状況等に応じて、過去にご確認させていただいた、お客様の氏名・住所・生年月日や、お取引の目的等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。またその際に、各種書面等のご提示をお願いする場合があります。
- 各種質問へのご回答やご依頼した資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、やむを得ず新規のお取引をお断りさせていただく場合があります。また既にお取引いただいているお客さまにおかれましては、やむを得ずお取引を制限等させていただく場合があります。
- 詳しいことは、窓口にお問い合わせください。

ハ. 金融ADR制度への対応

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または監査法務部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または担当部署へお申し出ください。

九州ひぜん信用金庫 監査法務部
 住 所：佐賀県武雄市武雄町大字昭和862番地
 T E L：0954-23-1299
 F A X：0954-22-1257
 受付時間：9：00～17：00（信用金庫営業日）
 受付媒体：電話、手紙、ファクシミリ、面談

4. 当金庫のほかに、（一社）全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」や「九州北部地区しんきん相談所」等でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは監査法務部にご相談ください。

	全国しんきん相談所 (一般社団法人 全国信用金庫協会)	九州北部地区しんきん相談所 (一般社団法人 九州北部信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1丁目10番4号 第二博多階成ビル3階
電話番号	03-3517-5825	092-481-8815
受 付 日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9：00～17：00
受付媒体	電話 面談 手紙	電話 面談 手紙

*お客さまの個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

5. 福岡弁護士会のほか、東京三弁護士会等が設置運営する相談センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当金庫連絡先「監査法務部」または「しんきん相談所」へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

(福岡県弁護士会仲裁センター等)

名 称	天神弁護士センター	北九州法律相談センター	久留米法律相談センター
住 所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12 (南天神ビル内)	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2 (北九州弁護士会館内)	〒830-0021 久留米市篠山町11-5 (筑後弁護士会館内)
電話番号	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付日 時 間	月～金曜日 9:00～19:00 土 日 祝 9:00～13:00	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	月～金曜日(祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～17:00

(東京弁護士会等)

名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日 時 間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫監査法務部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (<https://www.qhize.com>) をご覧ください。

(1)現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、福岡弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2)移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

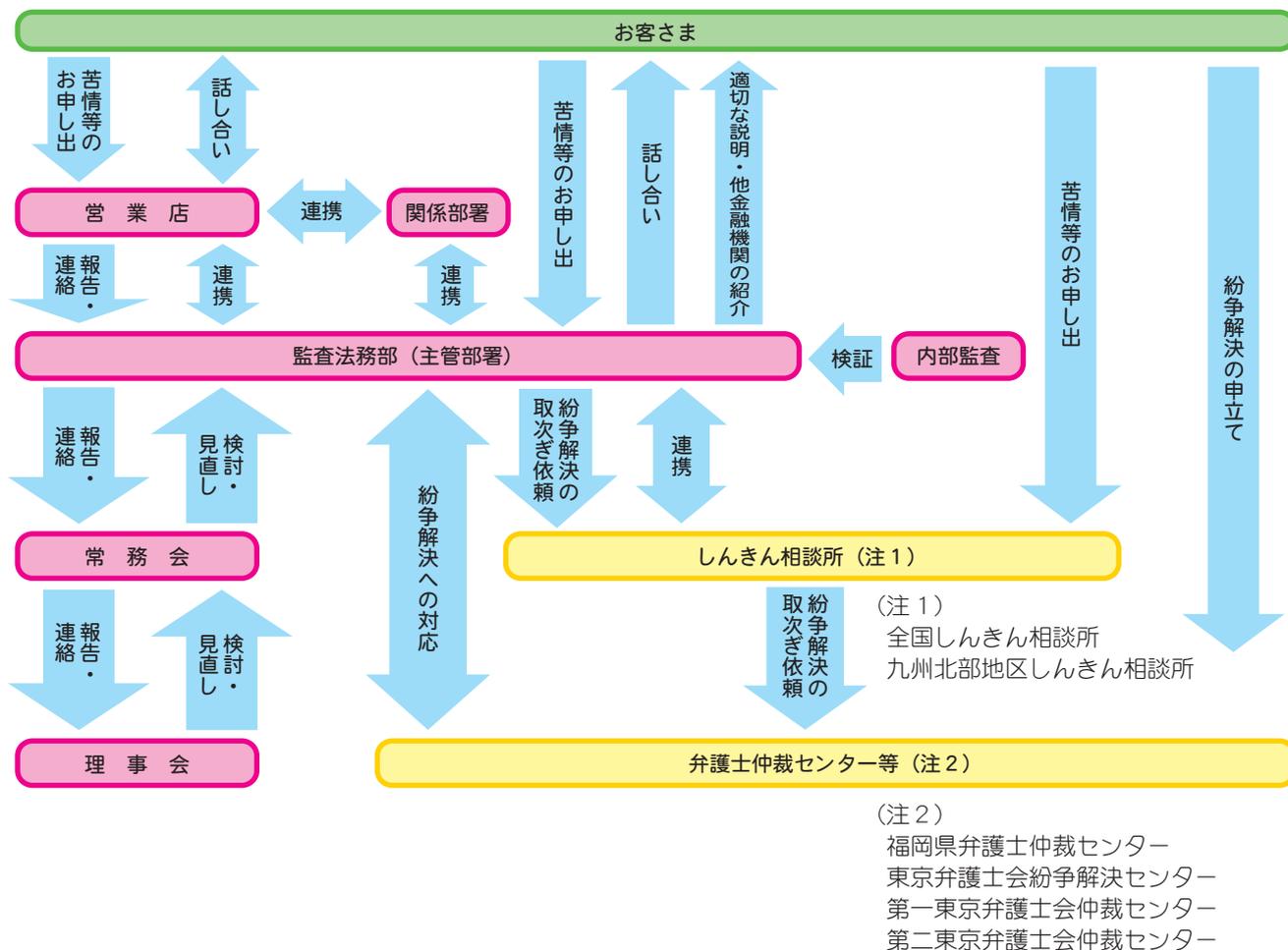
例えば、福岡弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。

- (1)営業店および各部署に責任者をおくとともに、監査法務部がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- (2)苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署および監査法務部が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
- (3)苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明を監査法務部から行います。
- (4)お客さまからの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- (5)紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。

- (6)お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- (7)苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- (8)苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- (9)お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
- (10)苦情等への取組体制



二. 九州ひぜん信用金庫 SDGs宣言

九州ひぜん信用金庫は、2020年12月1日に「SDGs宣言」を行い、今後も「地域経済」「地域社会」「地域環境」の3つの側面から地域社会が抱える課題解決と持続可能な社会の実現に努め、地域金融機関としての使命を果たしてまいります。



事業の概況（資料編）

1. 金庫の主要な事業に関する事項

イ. 事業の概況

■金融経済環境

令和6年度の国際金融経済情勢は、ウクライナとロシアの停戦見通しがつかず、イスラエルとハマスの中東情勢も悪化に面している中で、令和7年1月に米トランプ大統領の就任により米国第一主義のもと米国内の減税政策や外交面では関税引き上げ政策を打ち出し、世界各国がアメリカの動向を慎重に見極めている状況です。アメリカでは労働市場環境も良好で、消費も伸びておりますが、欧州では製造業の不振が続いており、依然として高いインフレ率が続いております。米国は政策金利を現状維持しており、底堅い個人消費を中心に堅調な景気が続いております。

日本でも、円安の影響もあり訪日外国人観光客の増加が続いており、インバウンド需要が旺盛でホテル等の宿泊料金も上昇しております。令和6年7月と令和7年1月に日本銀行が追加利上げを行い政策金利は17年ぶりの0.5%となりました。それに伴い預金金利や貸出金利は上昇、金利のある世界へ突入し、金融環境は大きく変わろうとしています。雇用や所得については、昨年度に引き続き給与のベースアップや初任給の引上げを行う企業が増えておりますが、物価上昇に追い付いておらず実質賃金はマイナスとなっております。さらに賃金上昇に伴う人件費の高騰や人手不足による倒産のケースが増加しております。

地域経済については、佐賀・長崎管内経済情勢報告によると「個人消費は回復しつつあり、生産活動は持ち直しつつある。雇用情勢は、緩やかに改善しつつある」と総括されており明るい兆しが見えてきております。

人口減少や少子高齢化が進むなか労働環境も変わりつつあり、経済活動は新たな局面に向かっておりますが、九州ひぜん信用金庫は地域が抱える課題解決に貢献し持続可能な地域社会を創ることを皆様と共に全力で対応してまいります。

■事業方針

九州ひぜん信用金庫は、中小企業の健全な育成発展、豊かな国民生活の実現、地域社会繁栄への奉仕を経営理念として掲げ、健全経営を維持し、会員並びに預金者の保護に万全を期すると共に、地域社会からの信用・信頼を深め、協同組織としてその特性を発揮するため、地域密着型金融に徹し、また、経済変化のスピードに対応できるよう、「地域経済・産業の更なる発展」「地域住民の豊かな生活」「新たな企業価値の創造」に寄与する事を事業方針として積極的に取り組んでまいりました。

今年度は、中期事業計画『ひぜん「未来を拓く変革への挑戦」』3ヶ年計画の2年目となります。今後も九州ひぜん信用金庫の独自性・特性や強みを発揮しながら地域やお客様を支え、共に発展すること、強固な経営基盤を確立すること、地域と共に未来へ歩み続ける協同組織金融機関を目指し、資金繰り、事業承継、事業再生、M&A等課題解決(型)支援を発揮し、お客様の持続的な成長を支援いたします。

■金庫の業務の適正を確保する体制

九州ひぜん信用金庫では、理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他金庫の業務の健全性・適切性を確保するための体制を目的として、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条に基づき「内部管理基本方針」を定め、金庫の組織体制等に合った業務の適正を確保しております。

また、「内部管理基本方針」に基づく諸規程・諸規則等を整備し、リスク・カテゴリーごとに責任部署を定め、理事会・常務会および各種委員会を設置して金庫に重大な影響を及ぼす法令・定款違反等が発生しないよう適切なリスク管理に努めております。

「内部管理基本方針」の概要

- (1) 理事および職員の職務執行が法令及び定款に適合する事を確保するための体制
 - ①法令等遵守については、コンプライアンス基本方針に沿って、四半期ごとにコンプライアンス委員会及びコンプライアンス担当者会議を開催し、法令等遵守の風土を確立しています。
 - ②内部監査部門の活動状況については、監査計画に則り、各本店に年1回の監査を実施しており、又その結果を内部監査報告書として取りまとめ、理事会や監事会等に報告しています。
- (2) 理事の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に則り適切に管理し、常時速やかに閲覧できる体制を確立しています。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理基本方針」および「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定し、リスク・カテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を策定しています。
 - ②常務会において、各種リスクに関する分析・評価を行い、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保する等リスクを一元的に管理し、リスク管理方針に基づき、資産・負債を総合管理しています。また、運用戦略等の策定と評価に関する機能をALM委員会において実施しています。
 - ③本部部室課長会議は、毎月1回開催し、当金庫におけるリスクの状況を定期的に、又は必要に応じて随時常務会に報告しています。
 - ④内部監査部門は、統合的リスク管理態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を理事会、常務会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証しています。
 - ⑤大規模災害をはじめ当金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態の発生に備えるため「危機管理計画書」(コンティンジェンシープラン)、「大規模災害に係る業務継続計画」に基づき、理事長を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を最小限に止める体制を整えています。
- (4) 理事の職務の執行が効率的に行われる事を確保する体制
 - ①「理事会」とその委任を受けた審議・決定機関である「常務会」を一体化した意思決定・監督機関と位置づけ、毎月1回開催し、それぞれの運営および附議事項等は「理事会規程(および同附議基準)」および「常務会規程」に定めています。
 - ②理事会は、機関、職制、業務分掌、権限委譲等に関する諸規程を策定し、効率的な職務遂行を実践しています。
 - ③理事会は、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、より具体的な対応は常務会、各種委員会および担当理事等の判断に委ねる体制を確保しています。
 - ④理事の職務の執行が効率的に行われているかどうか金庫外からも確認できるように、経営関連情報の開示を適時、適切に行い経営の透明性を高めています。
- (5) 監事がその職務を補助すべき職員を置く事を求めた場合における当該職員に関する事項
監査業務の実効性を確保するため、その補助する職員を必要があれば要請することができ、その補助員は理事の指揮命令を受けず、人事異動等がある場合は、監事の同意を必要とすることを定めています。但し、現時点では補助員の要請は行っておりません。
- (6) 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
- (7) 監事の第6号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (8) 理事及び職員が監事に報告するための体制、その他監事への報告に関する体制
 - ①監事は、理事会や常務会等の重要会議へ出席しており、また、各種会議に出席を要請することができます。また、日常的に各種重要資料を閲覧し、いつでも資料の閲覧、報告を求められることができる体制を確立しています。
 - ②職員は、コンプライアンス上重大な事実を認識した場合、監事に直接報告できるものとしています。
 - ③監事は、理事および職員に対して監査に必要な事項の報告を求めています。
- (9) 報告したものが報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
報告したことを理由として、不利益な取扱いを禁止する「公益通報者保護管理規程」を整備しています。
- (10) 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (11) その他監事の監査が実効的に行われる事を確保する体制
 - ①監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門、コンプライアンス統括部門の管理者等との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努めています。
 - ②代表理事は、監事と定期的に意見交換会を実施し、監事から監事監査の環境整備等について要請があれば誠実に協議を行っています。
 - ③監事が独自に意見形成するため、弁護士、公認会計士その他専門家に依頼する体制を確保しています。

■事業の展望及び金庫が対処すべき課題

(i) 地域金融円滑化に向けた対応

地域金融円滑化のための基本方針に則り、当金庫は、地域の中小企業および個人の皆様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、更なる態勢の整備を行い「地域金融の円滑化」に全力を傾注して取り組んでまいります。お客様と向き合い、課題解決に向けた伴走型支援を行ってまいります。

(ii) 更なる自己資本の充実に向けた対応

国際的な合意に基づき、新自己資本規制「バーゼルⅢ」が導入され、平成26年3月期から国内基準行である当金庫においても適用し、令和7年3月期に最終化の適用を行っております。今後も金融機関としての健全性維持確保のため、自己資本管理態勢の整備・確立を図ると同時に更なる自己資本の充実に向けた安定収益の確保に努めてまいります。

(iii) 少子高齢化社会への対応

地域社会は、人口減少や少子高齢化が急速に進みつつあり多くの課題を抱えており、本格的な回復への道のりは決して容易なものではありません。しかしながら、信用金庫は地域で生まれ、地域で育ち、地域に根ざした持続可能な地域社会づくりを目指して、長期的な視点のもとで中小企業の育成と地域経済の発展に地道に取り組んでまいりました。今こそ、地域を熟知した、地域になくしてはならない金融機関として最大限の力を発揮してまいります。

(iv) DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進

デジタル技術を活用した在宅勤務が進み、労働環境が大幅に変化しました。業務効率化を図る上でも注目度は高く、DXへの対応速度は速くなっており、現在スマートフォンやWEBなどを利用したサービスが次々と出てきており利便性が高まっております。これから中小企業・小規模事業者の間でも、DXへの対応が重要となってくるものと思われれます。中小企業や小規模事業者を支える当金庫は地域支援の一環として業務の効率化や生産性向上に向けたDX導入へのサポートを行ってまいります。

(v) 社会におけるESG、SDGsの普及

近年発生している大規模災害などの異常気象は、人間生活経済・社会システムが地球全体の環境に悪影響を及ぼしていることが原因であるといわれております。現在、脱炭素化が世界的な潮流となっており、日本においても「2030年度に2013年度比46%減、さらに50%の高みに挑戦」し、「2050年カーボンニュートラル(実質温室効果ガス排出ゼロ)」を宣言しています。佐賀・長崎という観光都市を営業エリアとする当金庫にとって、環境保全是重要な地域支援であるとともに、本店所在地である武雄市は、大規模豪雨災害により甚大な被害を受けた経験から、地球温暖化対策には率先して取り組んでまいります。

また、企業経営においてはESGやSDGsの考え方が広く浸透しております。当金庫は融資等の資金を通して企業活動の社会への影響を考慮し、長期的視点で環境や社会・ガバナンスの向上に寄与してまいります。

目まぐるしく変化する環境の下で、当金庫は独自性・特性を活かした取組みを通じて、主体的に地域内の様々な課題を解決していくことにより、頼れる金融機関として存在感を高めていかなければなりません。自治体、学校、認定支援機関との連携強化、観光客の誘致、販路拡大、信用金庫のネットワークを最大限に活かした情報発信と地域経済の活性化に努めてまいります。そして、「ファースト・コールバンク」(お客様に何かあれば必ず最初に相談される金融機関)を目指してまいります。

ロ. 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

■直近5年間の主要な経営指標の推移

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益 (百万円)	2,418	2,375	2,351	2,410	2,574
経常利益 (百万円)	146	293	277	295	391
当期純利益 (百万円)	117	234	201	218	288
普通出資総額 (百万円)	921	911	886	854	845
普通出資総口数 (千口)	1,842	1,823	1,773	1,709	1,690
普通出資配当率 (%)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
優先出資金総額 (百万円)	1,100	1,100	1,100	1,100	850
優先出資総口数 (千口)	440	440	440	440	340
優先出資配当率 (%)	0.70	0.70	0.70	0.70	1.10
純資産額 (百万円)	7,763	7,716	7,315	7,306	5,740
総資産額 (百万円)	174,840	180,415	170,519	172,718	170,574
預金積金残高 (百万円)	155,038	160,812	161,548	163,420	162,636
貸出金残高 (百万円)	83,759	84,377	87,481	89,165	90,378
有価証券残高 (百万円)	29,708	32,849	30,815	32,576	30,951
単体自己資本比率 (%)	9.29	9.42	9.64	9.75	9.72
出資に対する配当金 (出資1口当たり) (円)	9.7	9.8	9.8	9.6	9.8
役員数 (人)	13人	12人	13人	13人	12人
うち常勤役員数 (人)	9人	8人	9人	9人	8人
職員数 (人)	162人	161人	150人	147人	145人
会員数 (人)	16,239人	16,315人	16,205人	16,259人	16,268人

○預金積金残高



○貸出金残高



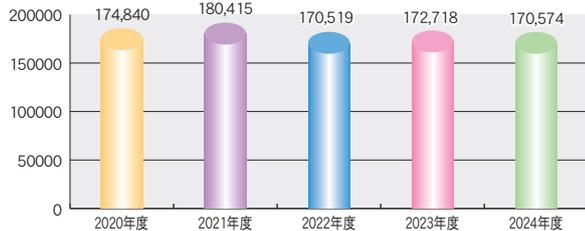
○有価証券残高



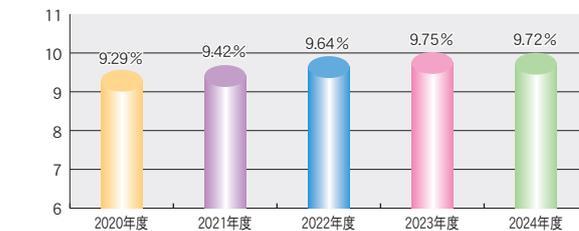
○純資産額



○総資産額



○自己資本比率



八. 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標として別表に掲げる事項

(1) 主要な業務の状況を示す指標

- ①業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)
- ②国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支

■業務粗利益

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
資金運用収支	2,107,439	2,166,049
資金運用収益	2,149,352	2,259,357
資金調達費用	41,912	93,307
役務取引等収支	△ 86,542	△ 93,362
役務取引等収益	201,767	208,579
役務取引等費用	288,309	301,942
その他の業務収支	△ 35,091	△ 2,870
その他業務収益	5,062	22,183
その他業務費用	40,154	25,054
業務粗利益	1,985,805	2,069,816
業務粗利益率	1.14%	1.20%

- (注) 1. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■業務純益

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
業務純益	358,248	430,083
実質業務純益	404,698	431,896
コア業務純益	421,330	454,735
コア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	421,330	454,636

- (注) 1. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

③国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利ざや

■資金運用収支の内訳

(単位:百万円)

	平均残高		利息		利回り	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
資金運用勘定	172,950	171,161	2,149	2,259	1.24%	1.32%
うち貸出金	88,728	89,379	1,722	1,771	1.94%	1.98%
うち預け金	51,187	47,842	152	198	0.29%	0.41%
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	32,414	33,080	259	274	0.80%	0.82%
資金調達勘定	168,453	167,340	41	93	0.02%	0.05%
うち預金積金	168,095	167,033	41	92	0.02%	0.05%
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	252	192	0	0	0.27%	0.27%

- (注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(2023年度4百万円、2024年度17百万円)を控除して表示しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■利 鞘

(単位:%)

	2023年度	2024年度
資金運用利回	1.24	1.32
資金調達原価率	0.96	1.03
総資金利鞘	0.28	0.29

④国内業務並びに国際業務部門の区分ごとの受取利息及び支払利息の増減

■受取・支払利息の増減

(単位:千円)

	2023年度			2024年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	46,547	68,745	115,293	8,953	101,021	109,974
うち貸出金	52,796	25,121	77,917	12,719	36,038	48,757
うち預け金	△ 9,228	56,720	47,491	△ 9,166	55,704	46,538
うち金融機関貸付等	-	-	-	-	-	-
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	2,980	△ 13,096	△ 10,116	5,400	9,279	14,679
支払利息	85	3,519	3,605	△ 423	51,794	51,371
うち預金積金	70	3,688	3,758	△ 258	51,784	51,526
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	14	△ 168	△ 153	△ 164	10	△ 154

(注) 1. 残高及び利率の増減要因は重なる部分については、両者の増減割合に応じて算出しております。
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

⑤総資産経常利益率

⑥総資産当期純利益率

■利益率

(単位:%)

	2023年度	2024年度
総資産経常利益率	0.17	0.22
総資産当期純利益率	0.12	0.16

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$

⑦人件費、物件費、税金の区分ごとの残高

■経費の内訳

(単位:千円)

	2023年度	2024年度
人件費	984,517	1,025,513
報酬給与手当	790,880	797,615
退職給付費用	43,789	75,901
その他	149,847	151,996
物件費	560,767	578,983
事務費	251,538	276,849
固定資産費	97,887	95,082
事業費	65,093	64,225
人事厚生費	21,733	16,774
減価償却費	100,382	101,850
その他	24,132	24,202
税金	35,822	33,423
合計	1,581,107	1,637,920

(2) 預金に関する指標

①国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高

■預金積金平均残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
流動性預金	65,012	66,515
うち有利息預金	62,565	64,341
定期性預金	102,649	100,084
うち固定金利定期預金	98,913	96,451
うち変動金利定期預金	0	0
その他の預金	433	434
計	168,095	167,033
譲渡性預金	-	-
合計	168,095	167,033

- (注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

②固定金利定期預金、変動金利預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

■定期預金残高

(単位:百万円)

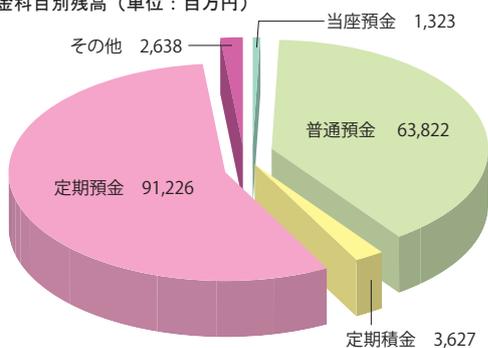
	2023年度	2024年度
定期預金	93,948	91,226
固定自由金利定期預金	93,948	91,226
変動自由金利定期預金	0	0
その他	-	-

預金量の推移 (単位:百万円)

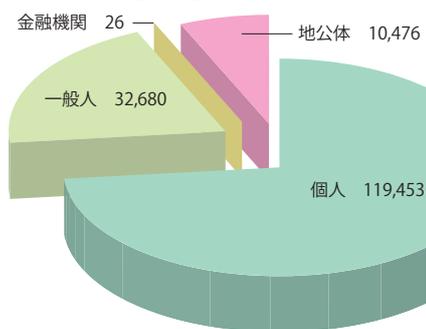


預金は信頼の証し
 預金量は安定して
 推移しております

預金科目別残高 (単位:百万円)



預金人格別残高 (単位:百万円)



(3) 貸出金に関する指標

①国内業務部門及び国際業務部門の区分ごとの手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

■貸出金平均残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	88,728	89,379
手形貸付	5,456	5,283
証書貸付	78,516	79,147
当座貸越	4,508	4,730
割引手形	247	218

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

②固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

■貸出金残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金	89,165	90,378
うち 変動金利	44,701	46,052
うち 固定金利	44,464	44,326

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別はしていません。

③担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

■貸出金の担保別内訳

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	614	616
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	30,320	30,128
その他	-	-
計	30,934	30,745
信用保証協会・信用保険	23,173	23,847
保証	10,064	10,198
信用	24,992	25,587
合計	89,165	90,378

■債務保証の担保別内訳

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
当金庫預金積金	3	63
有価証券	-	-
動産	-	-
不動産	3	1
その他	-	-
計	6	65
信用保証協会・信用保険	-	-
保証	-	-
信用	808	953
合計	815	1,018

④使途別の貸出金残高

■貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

	2023年度		2024年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	45,882	51.45	48,075	53.19
運転資金	43,282	48.54	42,303	46.81
合計	89,165	100.00	90,378	100.00

⑤住宅ローン・消費者ローン残高

■住宅ローン・消費者ローン残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
	貸出金残高	貸出金残高
住宅ローン	11,992	11,777
消費者ローン	10,170	11,204
合計	22,162	22,981

⑥業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

■貸出金業種別内訳

(単位:百万円、%)

業種区分	2023年度			2024年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	151	3,235	3.62	151	3,309	3.66
農業、林業	30	326	0.36	31	439	0.48
漁業	7	71	0.07	7	76	0.08
鉱業、採石業、砂利採取業	3	61	0.06	3	61	0.06
建設業	521	8,924	10.00	531	8,559	9.47
電気・ガス・熱供給・水道業	7	183	0.20	7	225	0.24
情報通信業	7	54	0.06	7	51	0.05
運輸業、郵便業	32	615	0.68	32	610	0.67
卸売・小売業	444	6,905	7.74	434	6,489	7.17
金融業、保険業	21	1,419	1.59	17	1,708	1.88
不動産業	331	18,398	20.63	338	18,241	20.18
物品賃貸業	5	541	0.60	5	479	0.52
学術研究、専門・技術サービス業	17	174	0.19	18	205	0.22
宿泊業	27	3,213	3.60	30	2,961	3.27
飲食業	273	2,549	2.85	280	2,371	2.62
生活関連サービス業、娯楽業	122	1,680	1.88	119	1,692	1.87
教育、学習支援業	21	632	0.70	23	898	0.99
医療、福祉	109	3,979	4.46	107	4,300	4.75
その他のサービス	345	4,210	4.72	345	4,437	4.90
小計	2,473	57,179	64.12	2,485	57,119	63.20
地方公共団体	10	7,218	8.09	10	7,819	8.65
個人	7,394	24,768	27.77	7,592	25,439	28.14
合計	9,877	89,165	100.00	10,087	90,378	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

⑦国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預貸率の期末値及び期中平均値

■預貸率

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金(期末残高) (A)	89,165	90,378
預金(期末残高) (B)	163,420	162,636
預貸率	(A/B)	54.56%
	期中平均	52.78%

(注) 1. 預貸率=貸出金/(預金積金+譲渡性預金)
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

⑧貸出金償却の額

■貸出金償却

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
貸出金償却	10	0

⑨貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

■貸倒引当金内訳

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2023年度	86	132	-	86	132
	2024年度	132	134	-	132	134
個別貸倒引当金	2023年度	904	744	207	697	744
	2024年度	744	635	164	579	635
合計	2023年度	991	877	207	991	877
	2024年度	877	770	164	712	770

(4) 有価証券に関する指標

① 商品有価証券の種類別の平均残高

■ 商品有価証券平均残高

	該当する取引はありません。
--	---------------

② 有価証券の残存期間別残高

■ 2023年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
国債	-	-	-	589	-	1,488	-	2,077
地方債	1,102	1,210	2,685	877	5,986	2,691	-	14,552
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,239	2,253	1,684	2,070	975	1,868	-	10,091
株式	-	-	-	-	-	-	598	598
外国証券	100	300	195	189	190	603	-	1,579
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3,675	3,675
合計	2,420	3,763	4,565	3,727	7,152	6,651	4,274	32,576

■ 2024年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定めなし	合計
国債	-	-	477	94	-	1,355	-	1,926
地方債	899	1,910	2,118	4,072	4,041	2,213	-	15,255
短期社債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	1,233	2,127	1,255	1,878	548	1,594	-	8,637
株式	-	-	-	-	-	-	631	631
外国証券	100	199	288	183	95	565	-	1,432
その他の証券	-	-	-	-	-	-	3,067	3,067
合計	2,232	4,237	4,139	6,229	4,685	5,728	3,698	30,951

③ 有価証券の種類別の平均残高

■ 有価証券平均残高

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
国債	2,485	2,298
地方債	13,727	15,684
社債	10,504	9,601
株式	386	468
外国証券	1,995	1,626
その他の証券	3,314	3,400
合計	32,414	33,080

④ 国内業務部門並びに国際業務部門の区分ごとの預証率の
期末値及び期中平均値

■ 預証率

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
有価証券(期末残高)(A)	32,576	30,951
預金(期末残高)(B)	163,420	162,636
預証率	(A/B)	19.93%
	期中平均	19.80%

(注) 1. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

⑤次に掲げるものに関する取得価格又は契約価額、時価及び評価損益

■満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	該当する取引はありません。
--	---------------

■その他保有目的の債券

(単位:百万円)

	区 分	2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	5,716	5,647	69	1,316	1,305	10
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	株式	2,386	2,343	42	908	899	8
	その他	528	376	152	527	355	171
	合 計	2,570	2,204	365	1,678	1,487	190
	合 計	11,202	10,572	630	4,430	4,049	380
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	国債	2,077	2,299	△ 221	1,926	2,299	△ 372
	地方債	8,836	9,257	△ 421	13,939	14,977	△ 1,038
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	株式	7,704	7,946	△ 241	7,729	8,166	△ 436
	その他	46	50	△ 3	81	86	△ 5
	合 計	2,683	2,958	△ 274	2,820	3,184	△ 363
合 計	合 計	21,349	22,512	△ 1,162	26,497	28,714	△ 2,217
合 計	合 計	32,551	33,084	△ 532	30,927	32,764	△ 1,836

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

■市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位:百万円)

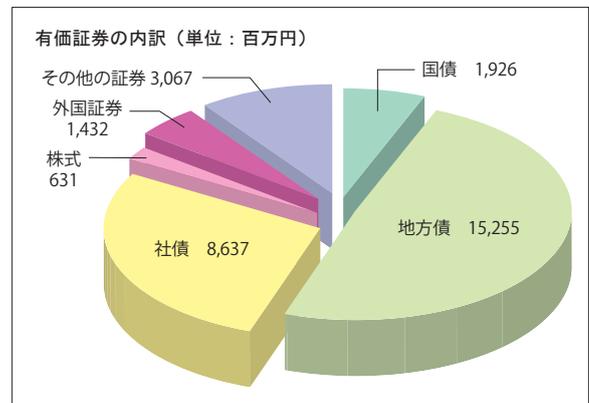
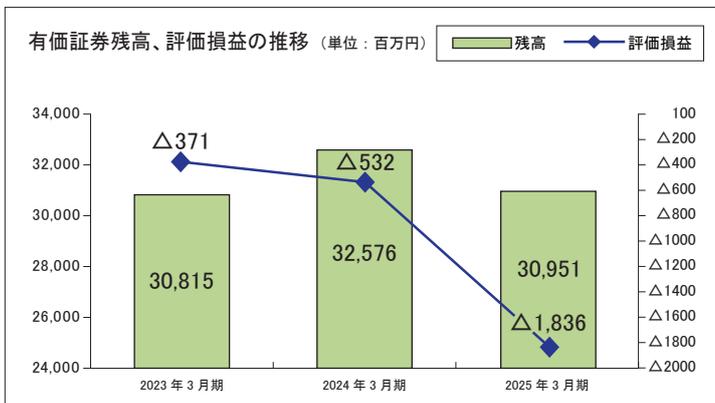
	2023年度 貸借対照表計上額	2024年度 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	-	-
関連法人等株式	-	-
非上場株式	22	22
信金中金出資金	858	858
組合出資金	1	1
合 計	882	882

⑥金銭の信託

■その他の金銭の信託

(単位:百万円)

	該当する取引はありません。
--	---------------



2. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ. 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書

■貸借対照表

【資産の部】

(単位:百万円)

科 目	2024年 3月31日現在	2025年 3月31日現在
現 金	2,314	3,099
預 け 金	45,161	42,369
有 価 証 券	32,576	30,951
国 債	2,077	1,926
地 方 債	14,552	15,255
社 債	10,091	8,637
株 式	598	631
その他の証券	5,255	4,499
貸 出 金	89,165	90,378
割引手形	238	144
手形貸付	5,384	5,506
証書貸付	78,808	80,486
当座貸越	4,734	4,241
そ の 他 資 産	1,122	1,152
未決済為替貸	50	20
信金中金出資金	858	858
未収収益	156	218
その他の資産	57	55
有 形 固 定 資 産	2,287	2,225
建 物	682	644
土 地	1,417	1,417
リ ー ス 資 産	87	71
その他の有形固定資産	100	92
無 形 固 定 資 産	6	7
ソフトウェア	3	4
その他の無形固定資産	2	2
繰 延 税 金 資 産	146	142
債 務 保 証 見 返	815	1,018
貸 倒 引 当 金	△ 877	△ 770
(うち個別貸倒引当金)	△ 744	△ 635
資 産 の 部 合 計	172,718	170,574

【負債および純資産の部】

(単位:百万円)

科 目	2024年 3月31日現在	2025年 3月31日現在
預 金 積 金	163,420	162,636
当 座 預 金	2,619	1,323
普 通 預 金	61,004	63,822
貯 蓄 預 金	123	115
通 知 預 金	227	228
定 期 預 金	93,948	91,226
定 期 積 金	3,728	3,627
その他の預金	1,768	2,291
借 用 金	217	157
そ の 他 負 債	482	505
未決済為替借	101	25
未払費用	79	110
給付補てん備金	0	1
未払法人税等	21	104
前 受 収 益	55	72
払 戻 未 済 金	31	10
職 員 預 り 金	25	25
リ ー ス 債 務	95	78
その他の負債	72	77
退 職 給 付 引 当 金	100	120
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	131	143
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	7	7
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	237	243
債 務 保 証	815	1,018
負 債 の 部 合 計	165,411	164,833
出 資 金	1,954	1,945
普 通 出 資 金	854	845
優 先 出 資 金	1,100	850
そ の 他 出 資 金		250
資 本 剰 余 金	581	581
資 本 準 備 金	581	581
利 益 剰 余 金	4,685	4,439
利 益 準 備 金	1,182	1,232
そ の 他 利 益 準 備 金	3,503	3,207
特 別 積 立 金	3,000	2,597
(優先出資消却積立金)	1,650	1,247
当 期 未 処 分 剰 余 金	503	610
処 分 未 済 特 分	△ 4	△ 2
会 員 勘 定 合 計	7,217	6,962
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 532	△ 1,836
土 地 再 評 価 差 額 金	620	614
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	88	△ 1,221
純 資 産 の 部 合 計	7,306	5,740
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	172,718	170,574

(注)

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 6年～47年

その他 3年～10年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

(未適用の会計基準等)

(1)リースに関する会計基準等

- 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号2024年9月13日)
- 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号2024年9月13日)等

①概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするもの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリース費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

②適用予定日

令和10年3月期の期首より適用予定であります。

③当会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額につきましては、現時点で評価中であります。

- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき決定した予想損失率により算定しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去3年間における累積の貸倒実績率の3期間平均値に基づき決定した予想損失率により算定しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査法務部が査定結果を監査しております。

- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号)に定める簡便法(退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。また、当金庫は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合設立型厚生年金基金)に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(令和6年3月31日現在)

年金資産の額 1,832,300百万円

年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 1,853,684百万円

差引額 △21,384百万円

(2)制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和6年3月31日現在) 0.1586%

(3)補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高134,623百万円及び別途積立金113,239百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金24百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金の見積り

(1)財務諸表に計上した金額

貸倒引当金770百万円

(2)見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

①見積り金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「貸借対照表注6」に記載しております。

②見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌年度の財務諸表に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 39百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務(預金債権を除く)はありません。
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,793百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国証券、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 1,135百万円

危険債権額 1,031百万円

三月以上延滞債権額 2百万円

貸出条件緩和債権額 428百万円

合計額 2,598百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は144百万円であります。

- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 600百万円 (信金中央金庫借入金に対する担保)

担保資産に対応する債務

借入金 157百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として預け金1,975百万円、日本銀行蔵入代理店取引の担保として有価証券96百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金22百万円が含まれております。

17. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める方法、すなわち「地価税法」(平成3年法律第69条)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が、定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定しております。

同法第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は321百万円であります。

18. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は320百万円であります。

19. 出資1口当たりの純資産額2,388円15銭

20. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制

- ①信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、監査法務部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

- ②市場リスクの管理

- (i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ペースで理事会に報告しております。

- (ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

- (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総合企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総合企画部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

- (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間6ヵ月、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた当事業年度末現在の経済価値は、1,768百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

- ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません((注2)参照)。また、現金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	42,369	42,369	0
(2) 有価証券	30,927	30,927	-
その他有価証券(*3)	30,927	30,927	-
(3) 貸出金(*1)	90,378		
貸倒引当金(*2)	△734		
	89,644	86,231	△3,412
金融資産計	162,941	159,528	△3,412
(1) 預金積金(*1)	162,636	162,686	49
(2) 借入金(*1)	157	155	△2
金融負債計	162,794	162,841	47

(*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

- (注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

- 金融資産

- (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

- (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については22.から24.に記載しております。

- (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

- ②①以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利

金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利息の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	22
信金中金出資金(*1)	858
組出資金(*2)	1
合 計	882

(*1) 非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	4,600	21,800	1,300	7,050
有価証券	2,457	8,974	11,315	6,540
その他有価証券のうち満期があるもの	2,457	8,974	11,315	6,540
貸出金(*2)	15,018	30,777	20,925	17,693
合 計	22,076	61,551	33,540	31,284

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含まれておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含まれておりません。

(注4) 預金積金および借入金の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*1)	91,639	2,719	0	51
借入金	0	157	0	-
合 計	91,639	2,876	0	51

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。また、期間の定めがないものは含まれておりません。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	527	355	171
	債 券	2,224	2,205	19
	国債	-	-	-
	地方債	1,316	1,305	10
	社債	908	899	8
	その他	1,678	1,487	190
	小 計	4,430	4,049	380
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	81	86	△5
	債 券	23,595	25,443	△1,847
	国債	1,926	2,299	△372
	地方債	13,939	14,977	△1,038
	社債	7,729	8,166	△436
	その他	2,820	3,184	△363
	小 計	26,497	28,714	△2,217
合 計		30,927	32,764	△1,836

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	46	1	-
債 券	-	-	-
国債	-	-	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	2,022	71	22
合 計	2,068	73	22

24. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価が取得価額に比べて著しく下落しており、時価が取得価額まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、24百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価の下落率が50%以上となった場合は回復可能性なしとみなし、減損処理を行うこととしております。また、下落率が30%以上50%未満の場合は、著しい下落とみなし、該当する有価証券についてその時価の推移および発行体の財政状態等を勘案して回復可能性を判定し、回復可能性のないものについては減損処理を行うこととしております。

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、27,577百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のものが8,925百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	144 百万円
減損損失	198
退職給付引当金	34
その他有価証券評価差額金	-
その他	54
繰延税金資産小計	431
評価性引当額	△289
繰延税金資産合計	142
繰延税金負債	
繰延税金負債合計	-
繰延税金資産の純額	142

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.7%から、令和8年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.4%となります。なお、この税率変更による影響額は軽微であります。

27. 令和6年10月14日に協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成5年5月12日公布法律第44号)

第15条第1項第1号の規定に基づき、発行済優先出資の一部500百万円を消却しております。優先出資の消却を受け、当事業年度より優先出資金250百万円をその他の出資金に振り替えて計上しております。

■損益計算書

(単位:千円)

科 目	2023年4月 1日から 2024年3月31日まで	2024年4月 1日から 2025年3月31日まで
経 常 収 益	2,410,153	2,574,548
資 金 運 用 収 益	2,149,352	2,259,357
貸 出 金 利 息	1,722,433	1,771,190
預 け 金 利 息	152,171	198,709
有 価 証 券 利 息 配 当 金	259,355	274,034
そ の 他 の 受 入 利 息	15,393	15,422
役 務 取 引 等 収 益	201,767	208,579
受 入 為 替 手 数 料	66,734	67,998
そ の 他 の 役 務 収 益	135,032	140,581
そ の 他 業 務 収 益	5,062	22,183
国 債 等 債 券 売 却 益	-	-
そ の 他 の 業 務 収 益	5,062	22,183
そ の 他 経 常 収 益	53,970	84,427
株 式 等 売 却 益	50,577	73,781
そ の 他 の 経 常 収 益	3,393	10,646
経 常 費 用	2,114,167	2,183,537
資 金 調 達 費 用	41,912	93,307
預 金 利 息	40,536	91,958
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	666	770
借 用 金 利 息	683	529
そ の 他 の 支 払 利 息	26	49
役 務 取 引 等 費 用	288,309	301,942
支 払 為 替 手 数 料	18,597	19,027
そ の 他 の 役 務 費 用	269,712	282,914
そ の 他 業 務 費 用	40,154	25,054
国 債 等 債 券 売 却 損	7,553	19,544
国 債 等 債 券 償 還 損	-	3,294
国 債 等 債 券 償 却	9,079	-
そ の 他 の 業 務 費 用	23,521	2,215
経 費	1,581,107	1,637,920
人 件 費	984,517	1,025,513
物 件 費	560,767	578,983
税 金	35,822	33,423
そ の 他 の 経 常 費 用	162,682	125,313
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	58,270	58,114
株 式 等 売 却 損	11,288	24,019
そ の 他 の 経 常 費 用	93,123	43,179
経 常 利 益	295,986	391,010
税 引 前 当 期 純 利 益	295,986	391,010
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	48,141	97,730
法 人 税 等 調 整 額	29,483	4,443
法 人 税 等 合 計	77,624	102,173
当 期 純 利 益	218,361	288,836
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	285,550	321,519
当 期 未 処 分 剰 余 金	503,911	610,356

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たり当期純利益の金額は158円05銭です。

■剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	2023年度	2024年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	503,911,742	610,356,654
繰越金（当期首残高）	285,550,449	321,519,920
当 期 純 利 益	218,361,293	288,836,734
剰 余 金 処 分 額	182,391,822	285,493,958
利 益 準 備 金	50,000,000	50,000,000
普通出資に対する配当金	16,991,822	16,793,958
優先出資に対する配当金	15,400,000	18,700,000
優先出資消却積立金	100,000,000	200,000,000
繰越金（当期末残高）	321,519,920	324,862,696

■会計監査人の監査

2024年6月26日開催の第73回通常総代会及び2025年6月25日開催の第74回通常総代会で承認を得た、2023年度及び2024年度の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、上記の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書に基づき記載内容を一部追加・変更するとともに、様式を一部変更して作成しております。

■内部統制報告書

財務諸表の正確性及び内部監査の有効性の確認書

2024年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2025年6月26日 木曜日

九州ひぜん信用金庫

理事長 石橋 正広

■ 監査報告書

私たち監事は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第74期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫の業務の適正を確保するために必要なものとして、信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

- ① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関し、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

九州ひぜん信用金庫

常勤監事	片淵 克明
監 事	成松 義秀
監 事	富永 英樹

(注) 監事富永英樹氏は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

ロ. 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額

■信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円)

区 分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(%)	引当率(%)
						(b)/(a)	(d)/(a-c)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2023年度	1,161	1,161	546	614	100.00	100.00
	2024年度	1,135	1,135	572	563	100.00	100.00
危険債権	2023年度	1,280	870	777	93	67.95	18.52
	2024年度	1,031	674	637	36	65.33	9.20
要管理債権	2023年度	482	319	243	76	66.30	32.09
	2024年度	430	254	193	61	59.14	25.87
三月以上延滞債権	2023年度	18	16	16	0	85.73	1.66
	2024年度	2	8	-	0	0.28	0.28
貸出条件緩和債権	2023年度	463	300	226	73	64.87	31.19
	2024年度	428	254	193	61	59.43	26.01
小 計 (A)	2023年度	2,924	2,351	1,567	784	80.40	57.78
	2024年度	2,598	2,064	1,403	660	79.46	55.32
正常債権 (B)	2023年度	87,135					
	2024年度	88,856					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	2023年度	90,059					
	2024年度	91,454					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、更生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債券です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国証券、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。)です。

八. 報酬等に関する事項

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、それぞれの役位をもって、賞与額につきましては業績等を勘案のうえ、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

① 決定方法 ② 決定時期

(2) 2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	107

(注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です。

2. 上記の内訳は、基本報酬が92百万円、賞与が7百万円、退職慰勞金が2百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与であり、「退職慰勞金」は、当年度中に支払った退職慰勞金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2024年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、2024年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2024年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の充実の状況（定量項目）

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	7,185	6,927
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,535	2,526
うち、利益剰余金の額	4,685	4,439
うち、外部流出予定額(△)	32	35
うち、上記以外に該当するものの額	△4	△2
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	132	134
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	132	134
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	7,318	7,061
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	7
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	7
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	6	7
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	7,312	7,054
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	71,246	68,897
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	3,706	3,617
信用リスク・アセット調整額	-	-
フロア調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	74,953	72,514
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.75%	9.72%

(注) 自己資本比率の算出を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会 がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

項目	2023年度		2024年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	71,246	2,849	68,897	2,755
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	68,632	2,745	67,452	2,698
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	15	0	-	-
我が国の政府関係機関向け	280	11	170	6
地方三公社向け	123	4	120	4
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,303	332	10,749	429
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	310	12
カバード・ボンド向け	-	-	-	-
法人等向け	20,797	831	10,355	414
中小企業等向け及び個人向け	23,222	928	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	11,619	464
トランザクター向け	-	-	411	16
抵当権付住宅ローン	642	25	-	-
不動産取得等事業向け	5,245	209	-	-
不動産関連向け	-	-	25,349	1,013
自己居住用不動産等向け	-	-	5,369	214
賃貸用不動産向け	-	-	13,286	531
事業用不動産関連向け	-	-	6,569	262
その他不動産関連向け	-	-	123	4
ADC向け	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	500	20
三月以上延滞等	454	18	-	-
延滞等向け	-	-	2,372	94
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	129	5
取立未済手形	-	-	4	0
信用保証協会等による保証付	1,238	49	1,177	47
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付	-	-	-	-
出資等	453	18	-	-
出資等のエクスポージャー	453	18	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
株式等	-	-	821	32
上記以外	7,855	314	4,080	163
重要な出資のエクスポージャー	-	-	0	0
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	2,155	86	2,194	87
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	366	14	355	14
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	-	-	1,531	61
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
短期STC要件適用分	-	-	-	-
不良債権証券化適用分	-	-	-	-
STC・不良債権証券化適用対象外分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2,613	104	1,445	57
ルック・スルー方式	2,613	104	1,445	57
マンデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④ 未決済取引	-	-	-	-
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥ CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額(簡便法)	-	-	-	-
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,706	148	3,617	148
BI	-	-	2,411	-
BIC	-	-	289	-
ハ. 単体リスク・アセットの合計額及び単体総所要自己資本額(イ+ロ)	74,953	2,998	72,514	2,900

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット等×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③3カ月以上限度額を経過した当座貸越であること
5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2023年度計数)。
6. 当金庫では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当金庫は、標準的計測手法かつILMを「1」によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(2024年度計数)
8. 単体総所要自己資本額=単体リスク・アセットの合計額(単体自己資本比率の分母の額)×4%

3. 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別及び残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上 延滞 エクスポー ジャー	延滞 エクスポー ジャー
			貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度		
国内	173,764	166,803	90,059	92,371	27,522	28,049	-	-	499	1,906
国外	1,956	1,200	-	-	1,704	1,200	-	-	-	-
地域別合計	175,721	168,003	90,059	92,371	29,226	29,250	-	-	499	1,906
製造業	5,774	5,635	3,830	3,987	1,801	1,500	-	-	38	4
農業・林業	405	532	405	532	-	-	-	-	-	-
漁業	89	101	89	101	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	61	61	61	61	-	-	-	-	-	-
建設業	10,128	10,071	9,998	9,941	100	100	-	-	73	91
電気・ガス・ 熱供給・水道業	721	739	220	239	500	500	-	-	-	-
情報通信業	648	408	61	48	500	300	-	-	-	9
運輸業、郵便業	2,684	1,178	668	671	1,973	500	-	-	0	-
卸売業、小売業	7,829	7,427	7,619	7,207	190	200	-	-	27	160
金融業、保険業	52,716	43,699	1,477	1,786	5,516	1,300	-	-	9	6
不動産業	22,323	20,174	19,659	19,217	1,423	600	-	-	118	764
物品賃貸業	544	481	541	481	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	204	234	204	234	-	-	-	-	-	-
宿泊業	3,322	3,074	3,322	3,074	-	-	-	-	64	412
飲食業	3,157	2,976	3,157	2,976	-	-	-	-	4	16
生活関連サービス業、 娯楽業	2,227	2,278	2,219	2,278	-	-	-	-	32	32
教育、学習支援業	672	934	672	934	-	-	-	-	18	152
医療、福祉	4,191	4,503	4,191	4,503	-	-	-	-	-	20
その他のサービス	4,884	5,236	4,884	5,100	-	100	-	-	67	80
国・地方公共団体等	24,921	25,508	7,220	1,680	17,220	21,929	-	-	-	-
個人	19,533	21,167	19,533	21,167	-	-	-	-	45	153
その他	8,677	11,577	18	6,142	-	2,220	-	-	-	-
業種別合計	175,721	168,003	90,059	92,371	29,226	29,250	-	-	499	1,906
1年以下	27,638	12,275	10,716	10,038	2,421	2,236	-	-	-	-
1年超3年以下	15,416	12,947	6,463	7,851	3,753	4,195	-	-	-	-
3年超5年以下	17,955	18,292	8,331	8,361	4,524	3,931	-	-	-	-
5年超7年以下	18,746	19,203	14,161	12,388	3,784	6,115	-	-	-	-
7年超10年以下	23,075	22,086	14,837	16,890	7,338	4,595	-	-	-	-
10年超	49,778	51,852	35,323	36,628	7,404	8,174	-	-	-	-
期間の定めのないもの	23,109	31,345	225	212	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	175,721	168,003	90,059	92,371	29,226	29,250	-	-	-	-

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことで。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、投資信託、その他資産、有形固定資産、繰延税金資産が含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

	「35」ページを参照して下さい。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	目的使用		その他		2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
製造業	38	13	13	28	-	-	38	13	13	28	-	-
農業・林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	210	57	57	70	141	-	69	57	57	70	0	0
電気・ガス・熱供給・ 水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3	1	1	9	-	-	3	1	1	9	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	52	95	95	70	3	26	49	69	95	70	-	-
金融業、保険業	118	116	116	-	-	116	118	-	116	-	-	-
不動産業	253	193	193	147	50	-	202	193	193	147	6	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	10	17	17	15	-	-	10	17	17	15	-	-
飲食業	24	37	37	45	-	-	24	37	37	45	-	-
生活関連サービス 業、娯楽業	5	9	9	9	-	-	5	9	9	9	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	6	-	-	-	-	-	6	-	-
医療、福祉	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-
その他のサービス	77	76	76	77	-	-	77	76	76	77	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	108	126	126	154	22	21	85	104	126	154	3	-
合計	904	744	744	635	218	164	686	579	744	635	10	0

(注) 1. 当金庫は国内の限定されたエリアにて事業活動を行なっているため、「地域別」の区分は省略しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ア セットの額	
現金	3,099	0	3,099	0	0	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,336	0	4,336	0	0	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け						
国際決済銀行等向け						
我が国の地方公共団体向け	24,610	0	24,610	0	0	0%
外国の中央政府以外の公共部門向け						
国際開発銀行向け						
地方公共団体金融機構向け						
我が国の政府関係機関向け	1,701	0	1,701	0	170	10%
地方三公社向け	601	0	601	0	120	20%
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	44,071	0	44,071	0	10,749	24%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,400	0	1,400	0	310	22%
カバード・ボンド向け						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	14,161	2,881	13,421	1,081	10,355	71%
特定貸付債権向け						
中堅中小企業等向け及び個人向け	21,745	23,732	20,685	1,450	11,619	52%
トランザクター向け	0	19,558	0	1,072	411	38%
不動産関連向け	36,108	0	35,829	0	25,349	71%
自己居住用不動産等向け	11,336	0	11,284	0	5,369	48%
賃貸用不動産向け	18,152	0	18,036	0	13,286	74%
事業用不動産関連向け	6,364	0	6,301	0	6,569	104%
その他不動産関連向け	255	0	206	0	123	60%
ADC向け						
劣後債権及びその他資本性証券等	500	0	500	0	500	100%
三月以上延滞等						
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1,779	42	1,775	4	2,372	133%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	129	0	129	0	129	100%
取立未済手形	20	0	20	0	4	20%
信用保証協会等による保証付	11,776	26	11,776	2	1,177	10%
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付						
株式等	821	0	821	0	821	100%
合計	165,465	26,683	163,381	2,538	63,371	38%

(注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	43.75%
現金	3,099	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	4,336	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け											
国際決済銀行等向け											
我が国の地方公共団体向け	24,610	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府以外の公共部門向け											
国際開発銀行向け											
地方公共団体金融機構向け											
我が国の政府関係機関向け	0	1,701	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	601	0	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	39,116	0	3,755	0	0	0	0	0
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	1,100	0	300	0	0	0	0	0
カバード・ボンド向け											
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	0	0	0	2,079	0	0	0	0	0	0	0
特定貸付債権向け											
中堅中小企業等向け及び個人向け	0	0	0	8,781	0	0	0	0	0	0	0
トランザクター向け	0	0	0	283	0	0	0	0	0	0	0
不動産関連向け	0	0	0	2,462	676	4,662	2,631	1,425	2,687	909	0
自己居住用不動産等向け	0	0	0	2,462	676	1,517	2,631	0	2,687	909	0
賃貸用不動産向け	0	0	0	0	0	3,144	0	1,425	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ADC向け											
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	0	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	0	11,779	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付											
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	32,046	13,480	0	53,068	676	8,417	2,631	1,425	2,687	909	0

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
	45%	50%	56.25%	60%	62.50%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府及び中央銀行向け											
国際決済銀行等向け											
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外国の中央政府以外の公共部門向け											
国際開発銀行向け											
地方公共団体金融機構向け											
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
カバード・ボンド向け											
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	0	2,500	0	0	0	0	0	0	8,229	0	0
特定貸付債権向け											
中堅中小企業等向け及び個人向け	789	0	0	0	0	0	12,225	0	0	0	0
トランザクター向け	789	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産関連向け	2,336	562	0	1,117	0	6,406	1,778	0	0	494	0
自己居住用不動産等向け	0	562	0	0	0	5,136	13	0	0	0	0
賃貸用不動産向け	2,336	0	0	910	0	0	1,765	0	0	0	0
事業用不動産関連向け	0	0	0	0	0	1,270	0	0	0	494	0
その他不動産関連向け	0	0	0	206	0	0	0	0	0	0	0
ADC向け											
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	0	244	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
取立未済手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信用保証協会等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付											
株式等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3,126	3,307	0	1,117	0	6,406	14,003	0	8,229	494	0

(注) 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

(単位:百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)									
	100%	105%	110%	112.50%	130%	150%	250%	400%	その他	合計
現金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,099
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,336
外国の中央政府及び中央銀行向け										
国際決済銀行等向け										
我が国の地方公共団体向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24,610
外国の中央政府以外の公共部門向け										
国際開発銀行向け										
地方公共団体金融機構向け										
我が国の政府関係機関向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,701
地方三公社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	601
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	0	0	0	0	0	1,200	0	0	0	44,071
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,400
カバード・ボンド向け										
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	1,694	0	0	0	0	0	0	0	0	14,502
特定貸付債権向け										
中堅中小企業等向け及び個人向け	339	0	0	0	0	0	0	0	0	22,135
トランザクター向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,072
不動産関連向け	0	8,351	3,922	0	0	715	0	0	0	35,829
自己居住用不動産等向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,284
賃貸用不動産向け	0	8,351	0	0	0	101	0	0	0	18,036
事業用不動産関連向け	0	0	3,922	0	0	613	0	0	0	6,301
その他不動産関連向け	0	0	0	0	0	0	0	0	0	206
ADC向け										
劣後債権及びその他資本性証券等	0	0	0	0	0	500	0	0	0	500
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	85	0	0	0	0	1,442	0	0	0	1,779
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	129	0	0	0	0	0	0	0	0	129
取立未済手形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
信用保証協会等による保証付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,779
株式会社地域経済活性化支援機構による保証付										
株式等	0	0	0	0	0	0	821	0	0	821
合計	2,249	8,351	3,922	0	0	3,857	821	0	0	165,920

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	2023年度	
	格付有り	格付無し
0%	-	34,372
10%	-	14,340
20%	2,201	42,333
35%	-	1,877
50%	3,104	258
75%	8,793	30,087
100%	290	34,753
150%	20	170
250%	-	-
1,250%	-	-
その他	-	-
合 計	172,605	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分(%)	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40% 未満	108,890	3,280	9.997	109,121
40%～70%	14,170	16,753	4.729	14,867
75%	14,690	3,721	8.963	14,003
80%	-	-	-	-
85%	8,193	1,345	50.923	8,229
90%～100%	2,482	1,574	25.327	2,743
105%～130%	12,340	0	0.000	12,274
150%	3,874	8	9.344	3,857
250%	821	0	0.000	821
400%	-	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合 計	165,465	26,683	-	165,920

- (注) 1. 最終化されたバーゼルIIIの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。
 2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことであります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		デリバティブ	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	730	692	8,793	10,081	-	-

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. 出資等エクスポージャーに関する事項

■貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,080	2,080	1,635	1,635
非 上 場 株 式 等	2,193	2,193	2,062	2,062
合 計	4,274	4,274	3,698	3,698

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
売 却 益	50	73
売 却 損	18	22
償 却	-	24

■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	2023年度	2024年度
評 価 損 益	360	160

■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当する取引はありません。

8. 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB：金利リスク				
	ΔEVE		ΔNII	
	2023年度	2024年度	2023年度	2024年度
上方パラレルシフト	3,352	3,179	168	234
下方パラレルシフト	-	-	△ 4	△ 136
ス テ ィ ー プ 化	2,544	2,240	-	-
フ ラ ッ ト 化	-	-	-	-
短 期 金 利 上 昇	492	437	-	-
短 期 金 利 低 下	-	-	-	-
最 大 値	3,352	3,179	168	234
自 己 資 本 の 額	7,312	7,054	7,312	7,054

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

9. 自己資本の充実の状況等について～定性的な開示事項

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、資本準備金及び利益剰余金等により構成されています。
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資	①発行主体：当金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：845百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体：当金庫 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：850百万円

(注) 上記外に、非累積的永久優先出資で調達したもののうち、資本準備金としてコア資本に係る基礎項目の額に算入された額：581百万円

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫はこれまで内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、統合的リスク管理の枠組みの中で、リスクと収益のバランスをコントロールし、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを主な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣による審査会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議により、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しています。

信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準・マニュアル」及び「償却引当基準・マニュアル」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先は優良担保を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び、破綻先は未保全額全額を引き当てております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ・株式会社格付投資情報センター（R&I）
- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング（S&P）

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さま

への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
当金庫が取扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会、政府金融機関保証、民間保証等がありますが、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保マニュアル」等により適切な事務取扱い及び適正な管理、評価を行なっております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める各種約定書に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、適切な取扱いを行なっております。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として地方公共団体、しんきん保証基金、その他格付機関から高格付を付与された民間保証会社等が該当します。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、派生商品取引及び長期決済期間取引を行なっておりません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、証券化取引を行っておりません。

7. オペレーショナル・リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」等の各リスクをを含む幅広いリスクと認識し、管理体制や管理方針に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し、評価する態勢を図っております。

特に事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、各種「事務リスク管理要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化などに取り組み、事務品質の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在・種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処置、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明体制の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーに該当するものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他投資事業組合への出資金が該当します。そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスク認識については、時価評価および予想損失額によるリスク計測によって把握するとともに、その運用をALM委員会に報告、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、基本的には債券投資へのヘッジ資産として位置づけており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用に心がけております。なお、当該取引にあたっては、当金庫が定める「市場関連リスク管理要領」および「資金運用限度枠」に基づき、適正な運用・管理を行なっており、会計処理については、当金庫が定める「有価証券の減損処理に係わる基準書」及び日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正処理を行なっております。

9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における金利感応資産・負債を対象として、金利変動による経済価値変化の指標である Δ EVE及び Δ NIを複数の金利ストレスシナリオにて計測し、本部部室課長会議等で協議検討するとともに、必要に応じて常務会へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

A. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NI並びに銀行がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項。

(a)流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は2.50年です。

(b)流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5.00年です。

(c)流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(d)固定金利貸出の期限前償還及び定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

(e)複数の通貨の集計方法及びその前提については、通貨毎に算出した Δ EVE及び Δ NIは正となる通貨のみを単純合算しております。

(f)スプレッドに関する前提については、スプレッド及びその変動は考慮しておりません。

(g)内部モデルの使用等、 Δ EVE及び Δ NIに重大な影響を及ぼすその他前提について、内部モデルは使用しておりません。

(h)計測値の解釈や重要性に関するその他の説明について、 Δ EVEは基準値であるTier1の20%を超過しておりますが、自己資本の余裕額の範囲内であります。

B. 銀行が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NI以外の金利リスクを計測している場合における、当該リスクに関する事項

統合的リスク管理において、Varで計測されるリスク量が許容リスク枠の範囲内に収まっているかどうかモニタリングしております。その他、BPV等の金利リスク管理指標、過去の事例やシナリオに基づく金利変動による影響等も計測し、ALM委員会等で検証しております。

信金中央金庫の概要



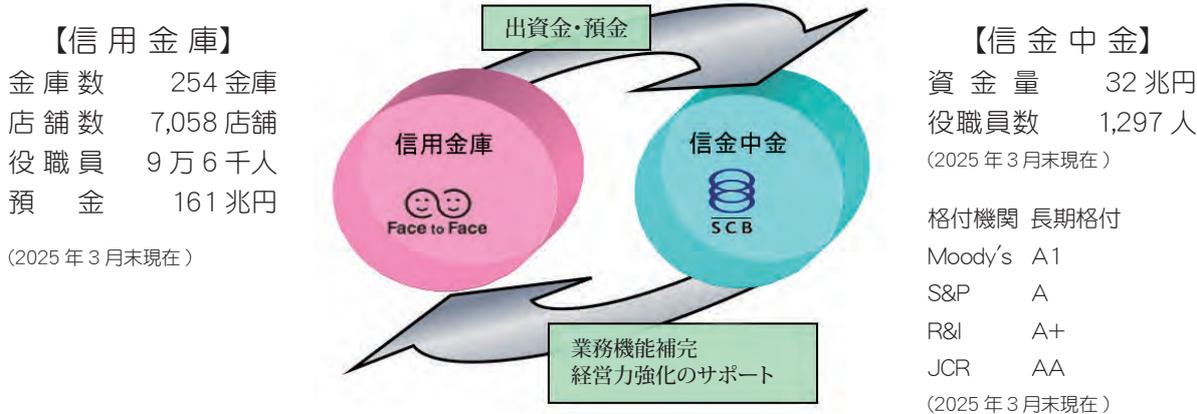
信金中央金庫の概要 (2025年3月31日現在)

住所	東京都中央区八重洲1丁目3番7号
創立	昭和25年6月1日
役職員数	1,297人
拠点数	国内14 海外6
総資産	47兆9,919億円
出資金	8,909億円
自己資本比率	23.40% (国内基準：連結)
不良債権比率	0.22%
上場証券取引所	東京証券取引所

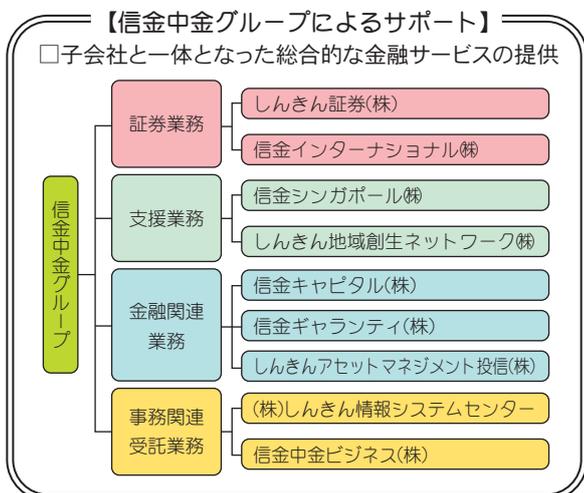
◆信金中央金庫（愛称：信金中金）は信用金庫のセントラルバンクです。

信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関であり、信用金庫の中央金融機関です。日本全国に広がる254の信用金庫は、約7,058店舗のネットワークを形成しており、信用金庫のセントラルバンクとして、信用金庫のニーズにお応えするため、預金、融資、資金、為替の集中決済業務など、さまざまな金融サービスをご提供しています。

また、信用金庫からお預かりした豊富な資金を元に、巨大な運用資産を、機関投資家として国内外の金融市場において運用しているほか、国・政府関係、地方公共団体、事業会社などへの融資も行なっています。



◆業務機能補完の一例



- 信用金庫の業務機能の補完**
信用金庫が個別に行うことが困難であったり、非効率である業務の支援に取り組んでいます。
- 信用金庫業界の信用力の維持・向上**
信用金庫のコンサルタント、ホームドクターとして信用金庫業界の信用力の維持・向上につとめています。
- 信用金庫の余裕資金の効率的運用**
信用金庫からお預かりした資金を元に、有価証券や貸出金などで運用しています。
- 総合的な金融サービスを提供する金融機関**
金融機関の本業業務である預貸金業務・為替業務等を行っています。また、グループによる「総合的な金融サービスを提供する金融機関」としての役割を果たしています。
- わが国有数の機関投資家**
30兆円を超える運用資産を有し、有価証券で運用するなど、わが国金融証券市場において、「有数の機関投資家」として重要な役割を果たしています。
- 地域社会に貢献する金融機関**
地方公共団体、地元企業等への直接貸出や、信用金庫のお取引先の経営改善・企業再生、地域活性化への支援等にも取り組んでおり、「地域社会に貢献する金融機関」としての役割を果たしています。



街に笑顔の花咲かせましょう

九州ひぜん信用金庫

本部 〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894番地 ☎0954-23-1281
本店営業部 〒843-0024 佐賀県武雄市武雄町大字富岡8894番地 ☎0954-23-1181
大町支店 〒849-2102 佐賀県杵島郡大町町大字福母381番地1 ☎0952-82-3181
白石支店 〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田2276番地5 ☎0952-84-4181
嬉野支店 〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙553番地2 ☎0954-42-0181
鹿島支店 〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4034番地3 ☎0954-62-7181
北方支店 〒849-2204 佐賀県武雄市北方町大字大崎1095番地3 ☎0954-36-5181
山内支店 〒849-2303 佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13821番地1 ☎0954-45-6181
佐世保営業部 〒857-0043 長崎県佐世保市天満町1番15号 ☎0956-22-5181

本島支店 〒857-0871 長崎県佐世保市本島町1番6号 ☎0956-24-5181
大宮支店 〒857-0841 長崎県佐世保市大宮町8番19号 ☎0956-31-6126
俵町支店 〒857-0016 長崎県佐世保市俵町9番12号 ☎0956-23-1101
大野支店 〒857-0136 長崎県佐世保市田原町10番12号 ☎0956-49-3341
相浦支店 〒858-0918 長崎県佐世保市相浦町1615番地2 ☎0956-47-3105
早岐支店 〒859-3215 長崎県佐世保市早岐1丁目16番11号 ☎0956-38-3148
大村支店 〒856-0826 長崎県大村市東三城町5番地 ☎0957-52-2141
竹松支店 〒856-0805 長崎県大村市竹松本町956番地1 ☎0957-55-7144
諫早支店 〒854-0072 長崎県諫早市永昌町18番1号 ☎0957-26-3556